

中国地域知的財産戦略本部の基本方針策定のための
調査事業報告書

(全体版)

《 目 次 》

I. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針策定の背景	1
1. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針策定の背景.....	1
2. 本基本方針の策定方法や検討体制	2
II. 基本方針策定に関連する施策の動向	3
1. 知的財産に関連する施策.....	3
(1) 内閣府「知的財産推進計画 2024」	3
(2) 特許庁	4
2. 中小企業・中堅企業の現状や施策動向.....	9
(1) コロナ禍における中小企業の経営課題	9
(2) 中小企業のイノベーション活動や知的財産権の保有状況	10
(3) 中堅企業の重要性	11
(4) 中堅企業が抱える課題.....	12
(5) 産業競争力強化法の改正	13
3. スタートアップの現状や施策動向	14
(1) 国内におけるスタートアップの実態把握.....	14
(2) スタートアップを取り巻く各プレイヤーの課題.....	15
III. 中国地域における知財活用に関する現状と課題	16
4. 中国地域の経済の特徴	16
(1) 中国地域の主要経済指標の全国比較	17
(2) 中国地域の年齢階層別人口構成比の全国比較、人口推移	18
(3) 中国地域の名目総生産の推移、県別総生産（名目）の推移.....	20
(4) 中国地域の総生産の産業別構成比.....	21
(5) 中国地域の製造品出荷額の業種別構成比.....	22
(6) 中国地域の中小企業の規模（全国順位）、製造業事業所の生産性からみた特徴.....	23
(7) 中国地域の県別研究開発の推移	24
5. 中国地域における知的財産に関するデータ	25
(1) 特許・実用新案・意匠・商標・PCT/マドプロ 出願件数の推移.....	25
(2) 全国と比較した中国地域の出願に関するデータ	26
(3) 全国と比較した中国地域の出願に関するデータ	27
(4) 鳥取県の出願に関するデータ	28
(5) 島根県の出願に関するデータ	29
(6) 岡山県の出願に関するデータ	30
(7) 広島県の出願に関するデータ	31
(8) 山口県の出願に関するデータ	32

(9) 中国地域の自治体別 特許件数（上）、製造業事業所数（下） 分布図（ヒートマップ）	33
6. 中国地域の中堅・中小企業・スタートアップにおける知財活用の現状と課題	34
(1) 支援機関、企業、有識者に対するヒアリングの実施状況	34
(2) 支援機関、企業、有識者に対するヒアリングのポイント	35
IV. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針	41
V. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針の概要とアクション（例）	42
(1) 価値創造	42
(2) 連携強化	43
(3) 普及啓発	43
(4) 人材育成	44
（参考資料）	45
1. 第3次地域知財活性化行動計画における「地域 KPI と達成すべき産業振興ビジョン等」	45
(1) 【鳥取】	45
(2) 【島根】	46
(3) 【岡山】	47
(4) 【広島】	48
(5) 【山口】	48

I. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針策定の背景

1. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針策定の背景

中国地域では、平成 17（2005）年 9 月に「中国地域知的財産戦略本部」を設置し、同本部が策定した「中国地域知的財産戦略推進計画」に基づき知的財産関連の施策を実施してきた。

現在の中国地域知的財産戦略本部の基本方針（第 6 フェーズ）では、令和 2 年度から「①創る」「②つながる」「③伝える」「④築く」の 4 本柱を基に中国地域における知的財産関連施策を実施してきたところ、同基本方針の設定後に、コロナ禍・アフターコロナ、急激な世界情勢の変化といった社会経済に大きな影響を及ぼす要因もあったことから、これらの状況を踏まえ、現在の中国地域の状況・ニーズを正確に把握しそれに沿った、新たな知的財産戦略の策定を行った。

中国地域では、平成 17（2005）年 9 月に「中国地域知的財産戦略本部」を設置し、同本部が策定した「中国地域知的財産戦略推進計画」に基づき知的財産関連の施策を実施してきた。

（参考）現在までの基本方針のフェーズ

第 1 フェーズ：立ち上げ期（平成 17～18 年度）

第 2 フェーズ：普及・発展期（平成 19～21 年度）

第 3 フェーズ：活動強化期（平成 22～25 年度）

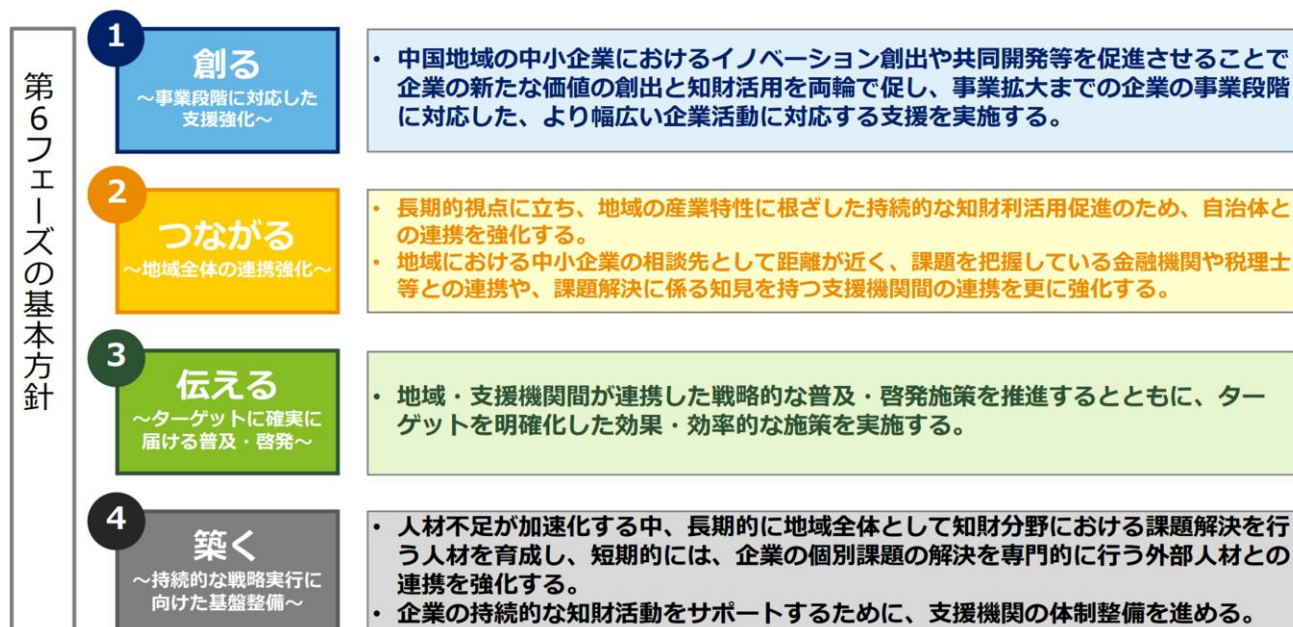
第 4 フェーズ：活動定着期（平成 26～28 年度）

第 5 フェーズ：活用啓発期（平成 29 年度～令和元年度）

第 6 フェーズ：体制強化期（令和 2 年度～令和 6 年度）

図表 I-1 中国地域知的財産戦略本部の基本方針（令和 2 年度～6 年度）

現在の中国地域における中長期的な知的財産戦略・施策の基本方針



（資料）中国経済産業局知的財産室

2. 本基本方針の策定方法や検討体制

本基本方針策定に当たっては、「公開情報調査」「ヒアリング調査」「検討ワーキングにおける検討」を行った。検討ワーキングは、以下の有識者6名で構成している。

(順不同)

委員氏名	所属
山本 明良 (委員長)	公益財団法人 鳥取県産業振興機構 経営支援部 知的所有権センター長
川角 栄二	日本弁理士会 中国会 会長 (かわすみ特許商標事務所)
小川 明子	国立大学法人 山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター長
岡部 光利	独立行政法人 日本貿易振興機構 広島貿易情報センター長
鈴木健一郎	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中国本部 企画調整審議役 ※
柳下加寿子	一般社団法人 広島県発明協会 専務理事

※第1回、第2回検討WGには、独立行政法人中小企業基盤整備機構 地域・連携支援部長 向山 忠宏 氏に委員を委嘱。

II. 基本方針策定に関連する施策の動向

1. 知的財産に関連する施策

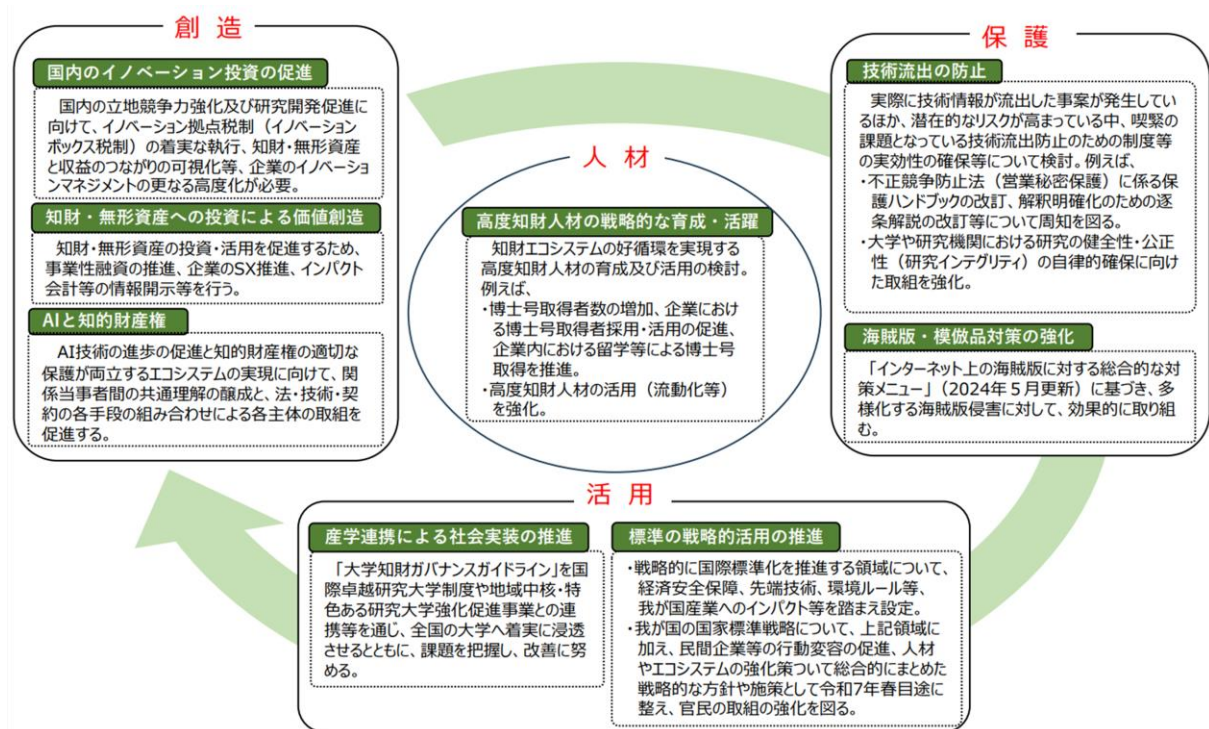
(1) 内閣府「知的財産推進計画 2024」

内閣府知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2024」では、「知財エコシステムの再構築と新たなクールジャパン戦略の推進に向けて」を副題として掲げている。

具体的には、我が国がイノベーション創出を牽引するために、国内におけるイノベーション投資の促進、技術流出の防止、標準の戦略的活用の推進など、知財の創造・保護・活用全般にわたり施策の見直しを検討し、併せて、高度知財人材の戦略的な育成・活躍についても検討している。

以下の図に示すように、知財の創造については、イノベーション投資の促進、知財へ投資による価値創造、AIと知財について、知財の保護については、技術流出の防止、海賊版・模倣品対策の強化について、知財の活用については、産学連携による社会実装の推進、標準の戦略的活用の推進について、人材については、知財人材の戦略的な育成・活躍について、それぞれ言及している。

図表 II-1 知的財産推進計画 2024 構成～知財エコシステムの再構築に向けて～



（資料）「知的財産推進計画 2024」（概要）（内閣府 知的財産戦略本部）

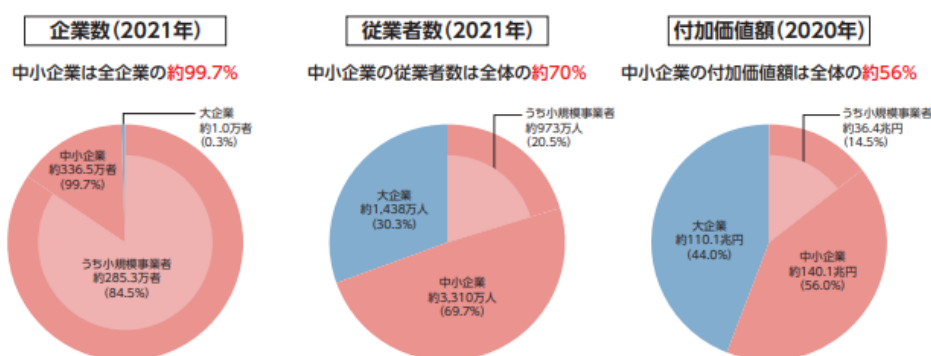
(2) 特許庁

①「第3次地域知財活性化行動計画（改訂版）」

ここでは、特許庁「第3次地域知財活性化行動計画」（改訂版）（2024年3月）から主要なポイントを抜粋した。

国内の中小企業は、全企業のうち、99.7%を占め、国内経済全体を支える原動力となっているとともに、特に地域においては雇用創出、地域活性化等の大きな役割を担っている。

図表 II-2 企業数・従業者数・付加価値額における中小企業の占める比率



(資料)「2024年版 中小企業白書」(中小企業庁)

中小企業が主体となり地域社会に貢献することは、地域の発展に向けた取組の強化につながり、日本経済全体の持続的な発展にも貢献することとなる。そのため、中小企業の支援と振興に努め、その成長を支え、更なる活躍の場を創出することは、重要な課題となっている。その一方で、中小企業は、人材確保、営業・販路開拓、組織力の向上、商品・サービスの開発・改善、資金調達等の課題にも直面している。

多くの課題を抱えているが、知的財産をより広く「企業固有の経営資源」として捉え、これらを幅広く活用することにより、海外も含めた中小企業の販路開拓や売上向上、国内外での競争力の強化等が期待される。その一方で、知的財産権の管理や活用に対する知識や組織体制に不足がある中小企業も多いことから、様々な形で支援が求められる。更に、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(2022年12月)では、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上」を目指して、地域資源・産業を活かした地域の競争力を強化するために、継続的な地域発イノベーション等の創出、地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援等を行うような取組を実施していくこととされており、知的財産の活用の観点からもそのような取組を進めていく必要がある。

以上のような中小企業を取り巻く環境をふまえて、「第2次行動計画策定後の現状及び課題」として、以下のように整理している。

(ハンズオン支援の効果向上と周知の必要性)

ハンズオン支援が中小企業の知財支援に対して有効であることが分かった一方で、ハンズオン支援企業に対するヒアリングにおいて、「特許庁がこのような支援を実施していることを知らなかった」という意見が複数あった。また、ハンズオン支援がより効果を上げていくための方策についても検討の余地があることが分かった。ハンズオン支援の効果を更に高め、そこから得られた知財の活用方法等をモデル的な事例として周知を図っていくことが、中小企業の知財活用の底上げにつながっていくものと思われる。

今後は SNS やホームページの活用のほか、各地域で開催される各種セミナーやイベントの機会を捉え、経営課題を解決するツールの一つとしてハンズオン支援を活用していくことをアピールしていくことが求められる。

(自社固有の経営資源を持つ企業や変革期にある企業の発掘)

「自社固有の経営資源」という広い意味で「知財」を捉え、それを経営にいかしていくことが今後求められている。成長している企業の多くは「自社固有の経営資源」を持っているといえるが、一方で「自社固有の経営資源」（広義の知財）を適切に認識することは難しく、外部からの客観的な意見を取り入れていくことも重要となる。

今後は、「広義の知財」を既に持っている企業や、新規事業やオープンイノベーションに取り組む等、これから「広義の知財」を得ていこうとする変革期にある企業を積極的に発掘し、経営課題の解決に向けて、「知財」に関する課題に取り組むことの重要性を周知し、それぞれの状況に応じた支援の実践強化につなげていくことが必要である。

(支援者側の課題認識のアップデート)

ビジネスにおいては、自社の知財の権利を取得することがゴールではなく、取得した権利をマーケティングへ活用する等、付加価値向上に活用することが求められており、中小企業における知財の課題は、従前と比べて変化が見られる。

中小企業を支援する側の課題認識も、社会情勢の変化に合わせてアップデートしていき、支援者主体の定型的な支援ではなく、それぞれの企業の考えに寄り添った支援を実施していく必要がある。

(中央の施策と地域の取組の有機的な連携)

自治体に対するアンケートの結果からも、産業振興ビジョンへの波及効果を感じている自治体が多く、これらの取組により地域における知財活用を通じた企業活動の活性化が実現できていることは確認できた。一方で、一部自治体からは、自治体で実施している施策への特許庁や INPIT からの協力を期待する声もあった。

(関係機関との連携の強化)

関係機関が実施する中小企業支援施策との連携をより強固にするとともに、複数の関係機関によるネットワークを強化することにより、これまで特許庁や INPIT と接点が少なかった企業に

対し、関係機関からの紹介等をきっかけに、知財に対する各種支援につなげていくことも必要である。

これらの現状と課題を踏まえて、第3次地域知財活性化行動計画においては、以下の3つの基本方針（主要な部分を抜粋）を定めている。

（１）基本方針１：ターゲットを意識した支援体制の構築と地域における価値創造の促進

地域の中核となる企業への支援については、より地域への浸透を意識した取組が必要である。

そこで、特許庁が実施する中小企業等への支援について、支援企業へ直接アプローチする「プッシュ型」から、自治体及び支援機関が支援している地域の中核となる企業（例えば、地域の成長を支える産業分野と密接に関連した事業を行っている中小企業等）をターゲットとする「地域掘り起こし型」への移行を図る。

（２）基本方針２：中央と地域における中小企業に対する知財支援のシナジーの創出

地域における知財活用を加速させるためには、各経済産業局等知的財産室、自治体、地域の関係機関等による有機的な連携を通じた地域での価値創造の促進が不可欠となる。そこで、これまで実施してきた関係機関同士の「連携のネットワークの強化」をより一層図り、知財を中心とした企業支援の広がりや深化を加速させていくことを目指す。

（３）基本方針３：KPI(重要成果指標・アウトプット)の設定・共有と支援施策への活用

中央では、KPI（中央 KPI）を設定・推進するとともに、「中小企業・スタートアップの知財活用促進に向けたアクションプラン」3 による具体的な取組を推進する。中央 KPI の基幹指標として設定する中小企業等への支援では、関係機関との連携による支援の実施に加え、支援後の結果分析まで実施し、その分析結果を地域にフィードバックすることにより、知財に関する取組の地域への浸透を図る。地域では、自治体の産業振興ビジョン等を踏まえた KPI（地域 KPI）を設定・推進する。中央・地域のいずれの目標も、各関係主体が PDCA サイクルを回しながら定期的に自己検証を行い、その情報を他の関係主体に共有することで、関係主体間で活動状況を相互に把握する。

※参考資料に中国地域各県の知財活性化計画を記載

② 特許庁ほか「知財活用アクションプラン改訂版」

特許庁は、2023 年 5 月に、INPIT、経済産業省産業技術環境局（現：イノベーション・環境局）、中小企業庁とともに、従前のアクションプランを改定し、「知財活用アクションプラン改訂版」を策定した。

今般の物価高やコロナ禍に直面する中で、中小企業・スタートアップにおける成長投資や賃上げのための原資の確保等に向けて、知財を自らの強みとして経営資源に活かしていく「知財経営」の定着化をさらに強力に支援し、「稼ぐ力」を向上させていくことがますます重要となっている。

また、日本のイノベーションの加速化に向け、その担い手であるスタートアップにおける知財戦略をはじめとする事業構想の支援体制強化（イノベーション・エコシステムの「支え手」の充実化）も急務となっている。

改訂のポイントを以下にまとめている。

- 地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現
 - ・知財経営支援ネットワーク／地域知財経営支援ネットワークの構築
- 大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透
 - ・大学支援事業、ディープテック・スタートアップ支援事業への知財支援の組み込み
 - ・ナショナルプロジェクトの知財マネジメント強化
- 経営戦略と知財戦略の一体化
 - ・オープン＆クローズ戦略支援の強化
 - ・経営力再構築伴走支援、収益力改善支援への知財支援の組み込み

③ 特許庁ほか「知財経営支援ネットワークの体制強化」

令和 5（2023）年 3 月、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）及び日本弁理士会は、地域の中小企業・スタートアップ等への知財経営支援の強化・充実化に取り組むため、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の構築を発表した。

その後、近年問題視されている事業者間の知的財産に係る不適切な取引に対処するための支援体制を強化すべく、令和 6（2024）年 12 月に「地域知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁が加わることで、知財に関する支援体制を拡充・強化した。

主な取り組みは以下のとおり。

（１）知財侵害抑止に向けた実態把握の強化

知財経営支援ネットワークの参加機関と中小企業庁の知財Ｇメンとの情報共有を促進することにより、中小企業等の知財取引の実態把握を強化

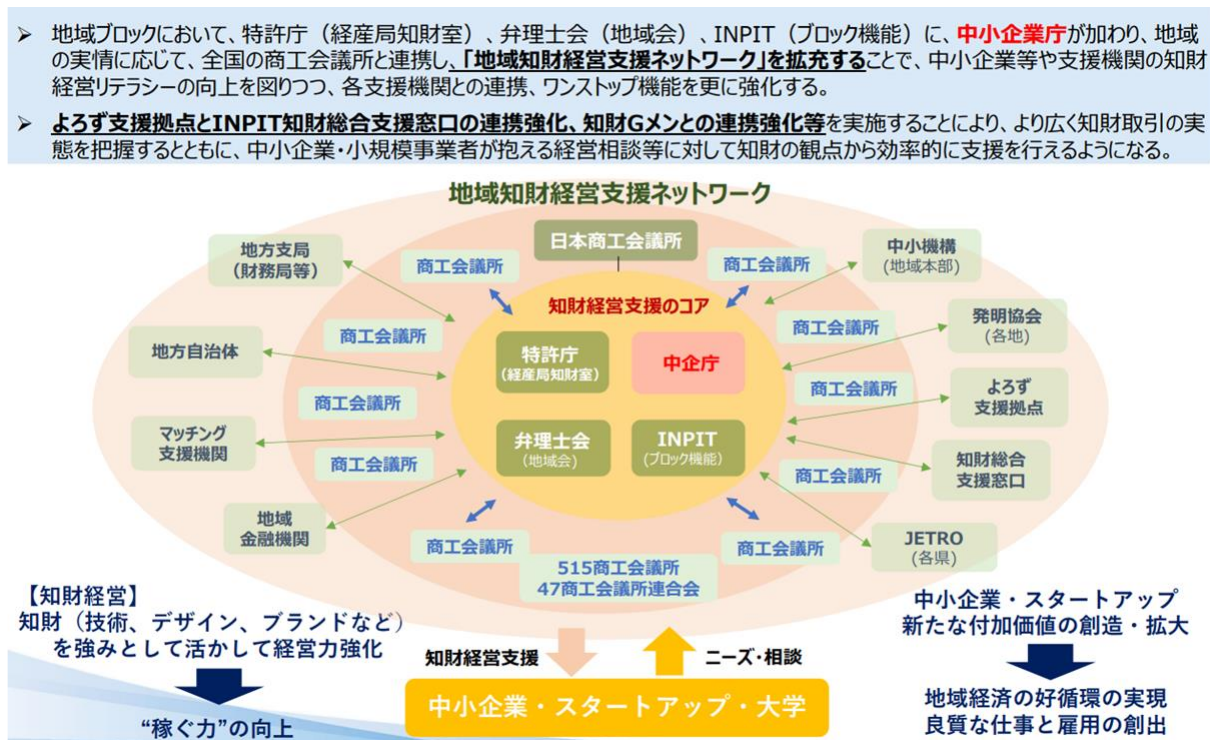
（２）よろず支援拠点とＩＮＰＩＴ知財総合支援窓口等の連携強化に向けた体制構築

相互にそれぞれが提供する支援についての理解を深めつつ、INPIT 知財総合支援窓口の支援担当者、よろず支援拠点のコーディネーター、日本弁理士会地域会の弁理士、商工会議所の経営指導員等が共に協力し合い、連携して支援を実施することで、中小企業等や支援機関の知財経営リテラシーの向上を図りつつ、中小企業等が抱える様々な経営課題の解決に向けて、知財面も含めたシームレスかつ質の高い支援を提供

（３）知財関連の補助金等の利活用に係る広報活動の強化

中小企業等が知財を取得・活用する際に活用可能な補助金、減免制度等に係る広報活動を知財経営支援ネットワークの参加機関が協力して進めることにより、中小企業等における補助金、知財活用・保護に資する情報や減免制度等の活用を通じた知財活用を促進

図表 II-3 中小企業庁を加えた知財経営支援ネットワーク（概要）



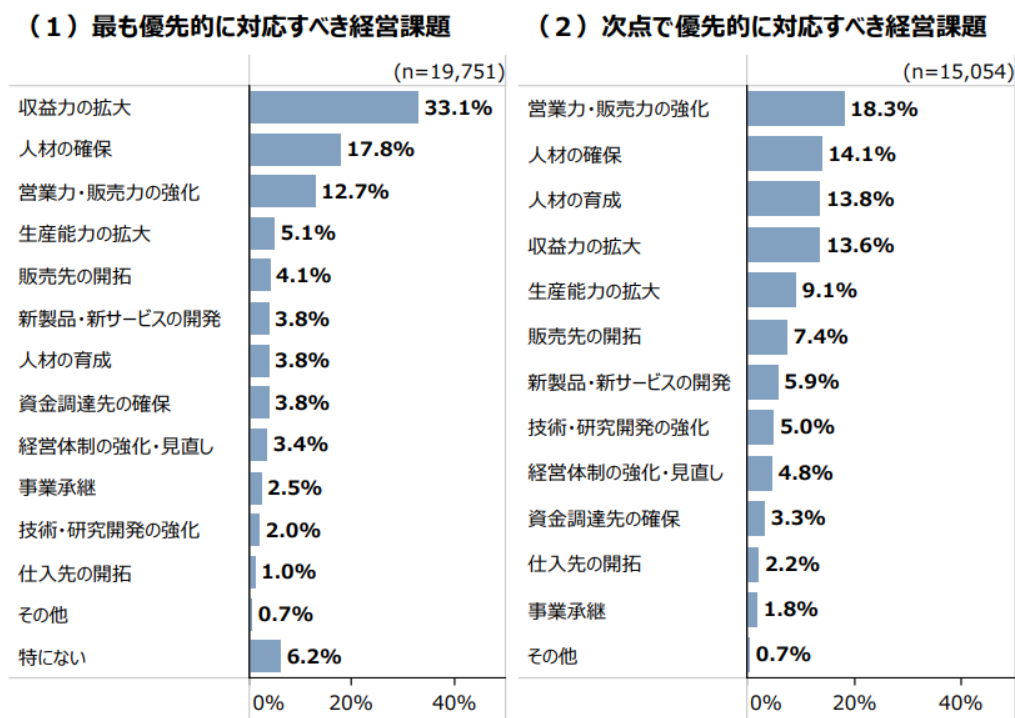
（資料）「（概要）知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言」（2024 年 12 月、経済産業省）

2. 中小企業・中堅企業の現状や施策動向

(1) コロナ禍における中小企業の経営課題

コロナ禍が収束し、インフレ傾向にある中では、売上・利益・付加価値向上に向けて「収益力の拡大」「営業力・販路力の強化」を優先的に対応すべき経営課題として、とらえている。

図表 II-4 直近3年間程度で直面した、成長に向けた経営課題



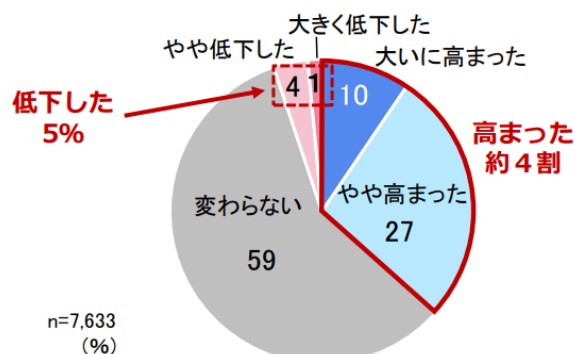
資料：(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」

(注)「最も優先的に対応すべき経営課題」について、「特にない」と回答した企業は、「次点で優先的に対応すべき経営課題」を無回答として集計している。

(資料)「2024年版 中小企業白書」(中小企業庁、経済産業省)

中小・零細企業を対象とした、以下のアンケート調査結果を見ると、新型コロナ5類移行後に、「新規顧客・販路の開拓」への意欲が高まったが約4割を占めている。

図表 II-5 2023年5月(新型コロナ5類移行時)と比較した「新規顧客・販路の開拓」への意欲



(資料)「大同生命サーベイ (2024年4月)」(大同生命保険) ※調査対象企業数：8,230社

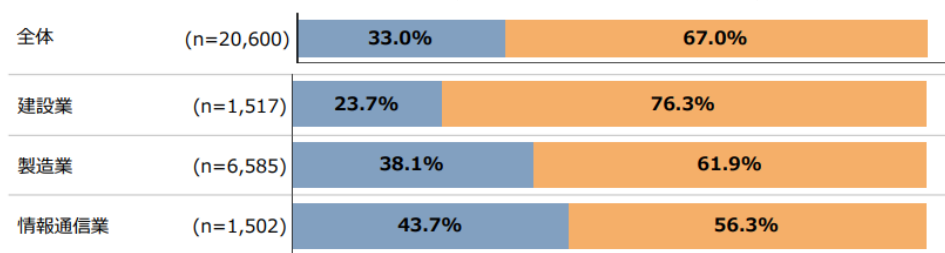
(2) 中小企業のイノベーション活動や知的財産権の保有状況

中小企業が売上・利益・付加価値向上に向けて「収益力の拡大」「営業力・販路力の強化」を優先的に対応すべき経営課題としてとらえている状況においては、イノベーション活動や知的財産の活用が有効である。

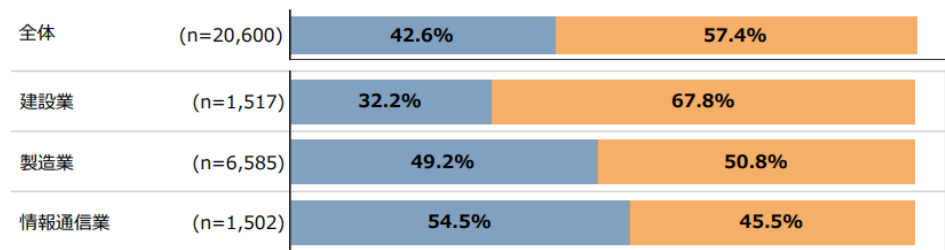
イノベーション活動の取組状況は、コロナ禍前後で比較すると「取り組んだ」比率は高まっている。一方で、中小企業における知的財産権の有無をみると、製造業においても「ない」企業が約9割となっている。イノベーション活動の成果の一つが知的財産権であるとすれば、今後、イノベーション活動が活発化すれば、知的財産権が増加し、その活用が重要になると考えられる。

図表 II-6 イノベーション活動への取組状況

イノベーション活動への取組状況（2018～2020 年、業種別）



イノベーション活動への取組状況（2021～2023 年、業種別）



■ 取り組んだ ■ 取り組んでいない

資料：（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」

（注）「取り組んだ」は、「プロダクト・イノベーション」、「ビジネス・プロセス・イノベーション」、「環境上の便益のあるイノベーション」のいずれかに「取り組んだ」と回答した企業の合計。

図表 II-7 「中小企業実態基本調査」（研究開発の状況のうち、特許検討の所有状況、利用状況）

	全産業合計		うち製造業	
		うち法人企業	計	うち法人企業
	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%
母集団企業数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある企業数	3.4%	5.5%	9.7%	13.0%
特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない企業数	96.6%	94.5%	90.3%	87.0%

（資料）「中小企業実態基本調査（令和5年度確報）」（中小企業庁、2024年7月）

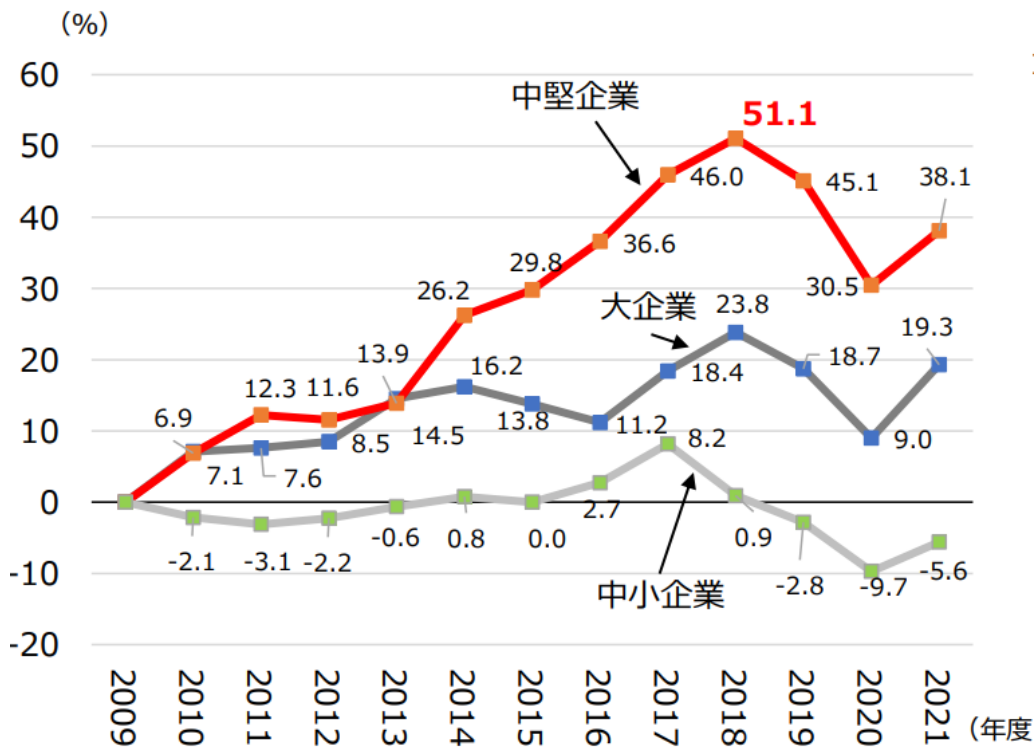
(3) 中堅企業の重要性

中堅企業は、その成長のポテンシャルとともに、「良質な雇用の創出」を通じた少子化対策への貢献や M&A を通じた地域の経営資源の有効活用といった観点からも期待が高まっている。

更には、外需獲得による日本経済の牽引や経済安全保障に係るサプライチェーンの強化等の観点から、地域経済のみならず、日本経済全体の成長の新たな担い手としても中堅企業への期待がある。

特に、大企業の労働者割合が低い地方圏においては、中堅企業に「良質な雇用」を支える重要な役割が期待される。

図表 II-8 企業規模別の 1 企業当たりの売上高推移（2009 年度を基準とした場合の伸び率）



(出典) 財務省「法人企業統計」を基に経済産業省作成

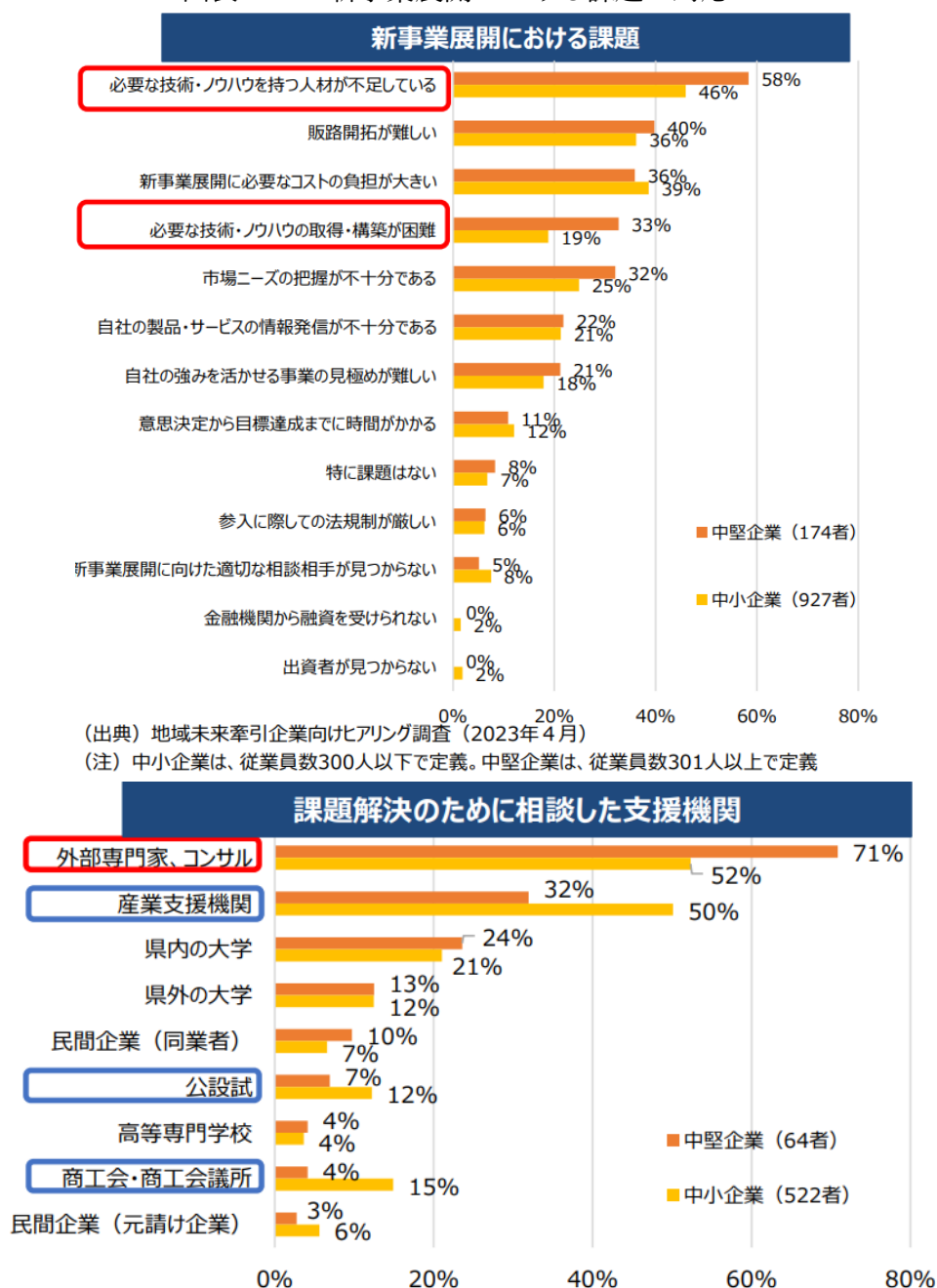
(注) 中小企業は資本金 1 億円未満で定義、中堅企業は資本金 1 億円以上 10 億円未満で定義、大企業は資本金 10 億円以上で定義

(引用元)「地域未来牽引企業の振り返りと中堅企業支援の在り方について」(経済産業省、2023 年 5 月)

(4) 中堅企業が抱える課題

中堅企業に対する期待が高まる一方で、中堅企業が抱える課題についてもみていく。後述する産業競争力強化法の改正により、中堅企業の定義が示された。その法改正以前に、中堅企業に近い存在とみなされる、地域未来牽引企業（経済産業大臣により選定された、地域経済の中心的な担い手となりうる者）を対象とした調査結果により、中堅企業が抱える課題を示す。これらの企業は、新事業展開への関心が高いが、「必要な技術・ノウハウを持つ人材の不足」や「必要な技術・ノウハウの取得・構築」が課題としている。課題解決に向けては、地域の産業支援機関等よりもコンサルを含む外部専門家に相談する傾向が強い。また、他の経営者とのネットワークに期待する声も強い。

図表 II-9 新事業展開における課題と対応



(引用元) 「地域未来牽引企業の振り返りと中堅企業支援の在り方について」 (経済産業省、2023年5月)

(5) 産業競争力強化法の改正

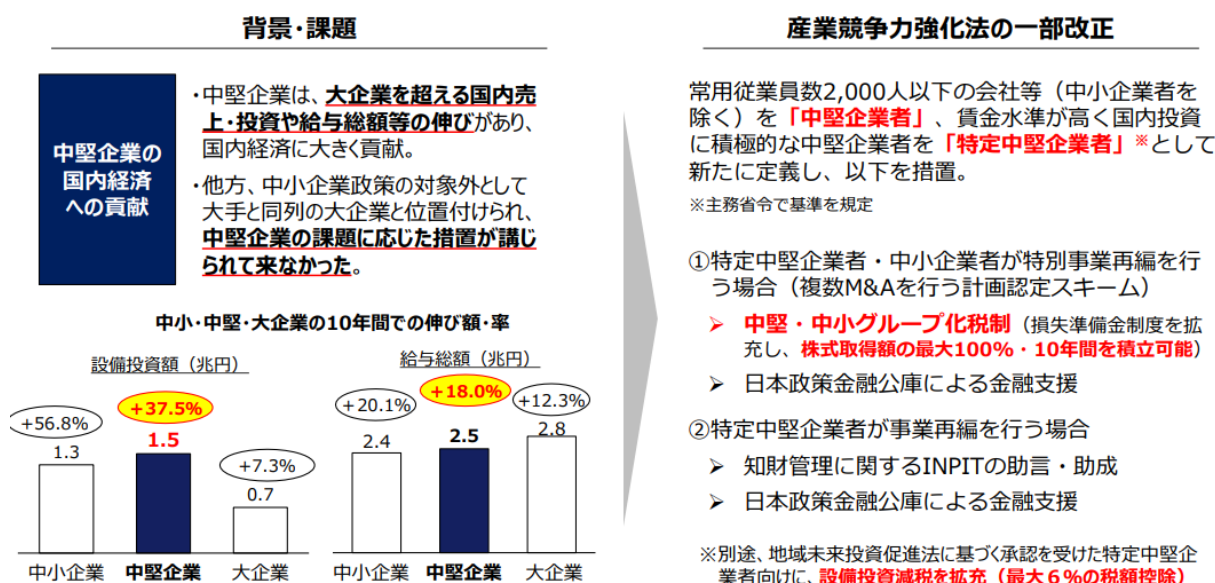
令和6年（2024年）5月、新たな事業の創出及び産業への投資を促進することを目的とした「産業競争力強化法」が改正、同年9月に施行された。同法では、新たに「中堅企業」に対して政策的に支援することが明確に位置づけられたため、新たな基本方針においても、これを踏まえた内容とする必要がある。

その上で、改正産業競争力強化法では、中小企業者を除く従業員数2,000人以下の企業のうち、積極的に賃上げやリスクをとった投資等を行う成長意欲の高い中堅企業を「特定中堅企業者」として定義し、設備投資やM&Aを促進する税制措置等を講じ、国内経済の成長と新陳代謝を促すこととしている。

図表 II-10 中堅企業者への集中支援の枠組み構築

中堅企業者への集中支援の枠組み構築

- 産業競争力強化法において、中小企業者を除く従業員数2,000人以下の企業を「**中堅企業者**」と定義。
- さらに、**積極的に賃上げやリスクを取った投資等を行う成長意欲の高い中堅企業を「特定中堅企業者」として定義**し、設備投資やM&Aを促進する税制措置等を講じ、国内経済の成長と新陳代謝を促進する。



（資料）新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律 制度概要（産業競争力強化法関連）（経済産業省、2024年9月）

3. スタートアップの現状や施策動向

(1) 国内におけるスタートアップの実態把握

政府は2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、イノベーション・エコシステムの構築に向けた各種政策を推進することとしている。

スタートアップへの資金供給（資金調達）をみると、伸びる傾向にあるものの、直近では調達金額、調達者数、ファンドの設立が伸びやんでいることもうかがえる。

5か年計画の目標と3つの柱

○目標

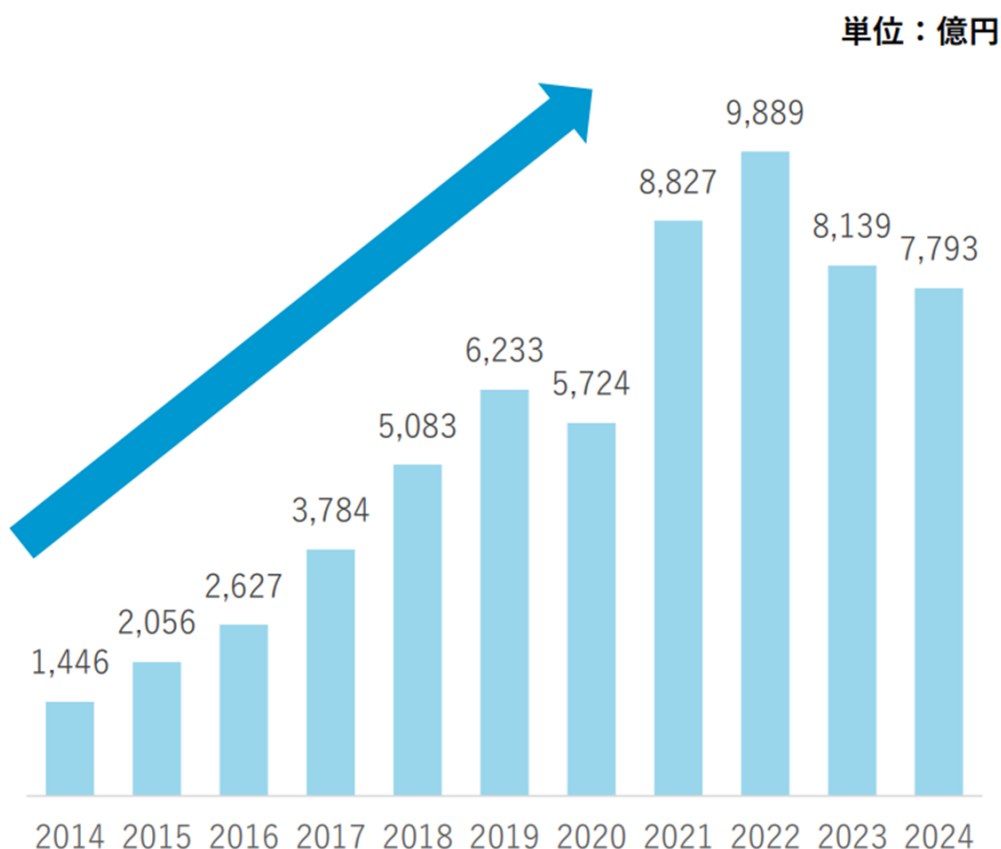
- 2027年にスタートアップへの投資額を対2022年比10倍の10兆円規模にする
- ユニコーン100社、スタートアップ10万社の創出
- アジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップ集積地になる

○3つの柱

- スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築
- スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化
- オープンイノベーションの促進

（資料）経済産業省資料より MURC 作成

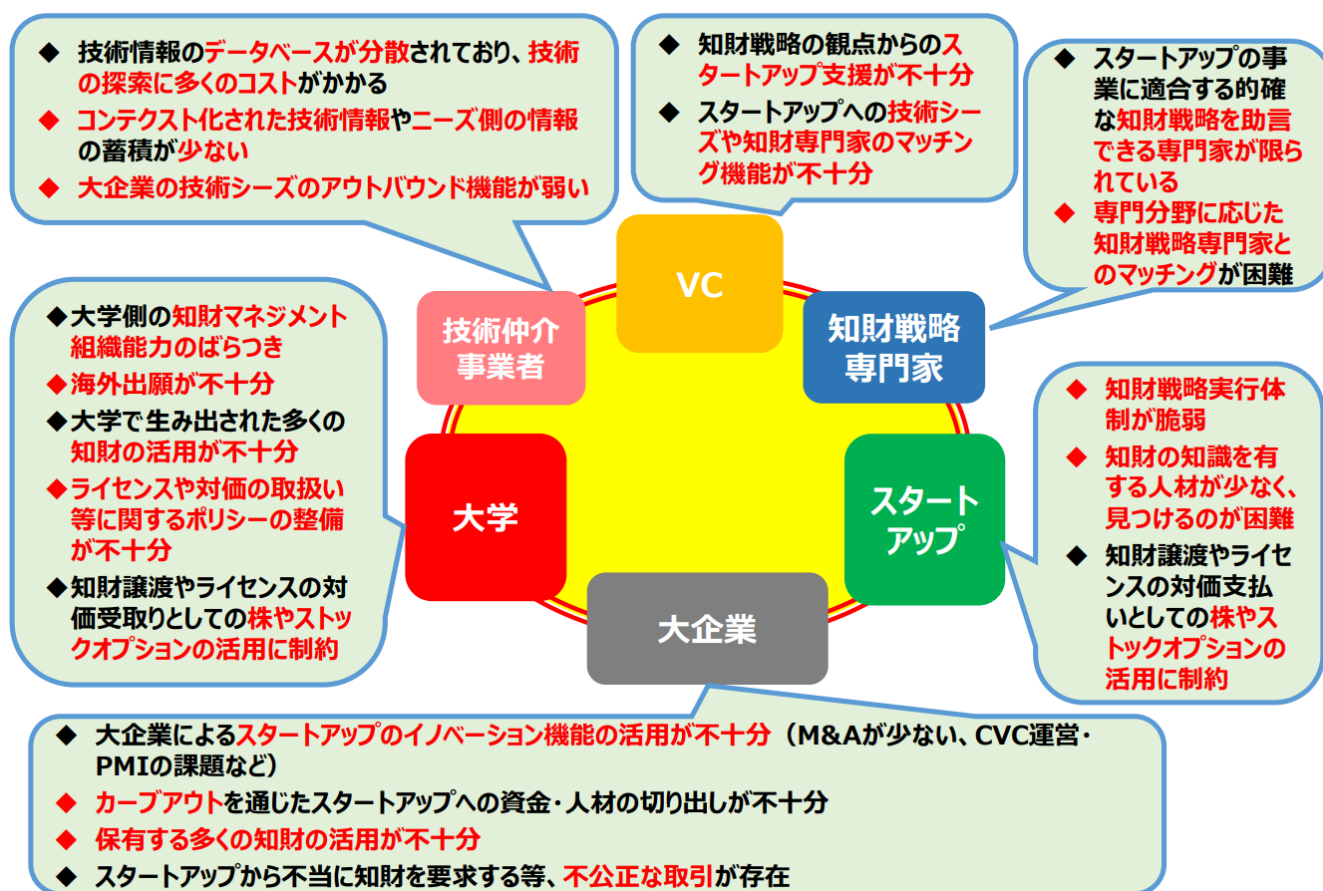
図表 II-11 国内スタートアップ資金調達総額推移



（資料）「スタートアップ育成に向けた政府の取組」（2025年2月、経済産業省）

（出所）スピーダ「Japan Startup Finance」（2025年1月20日時点）

(2) スタートアップを取り巻く各プレイヤーの課題



（資料）内閣府知的財産戦略推進事務局「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化」
（2022 年 2 月）

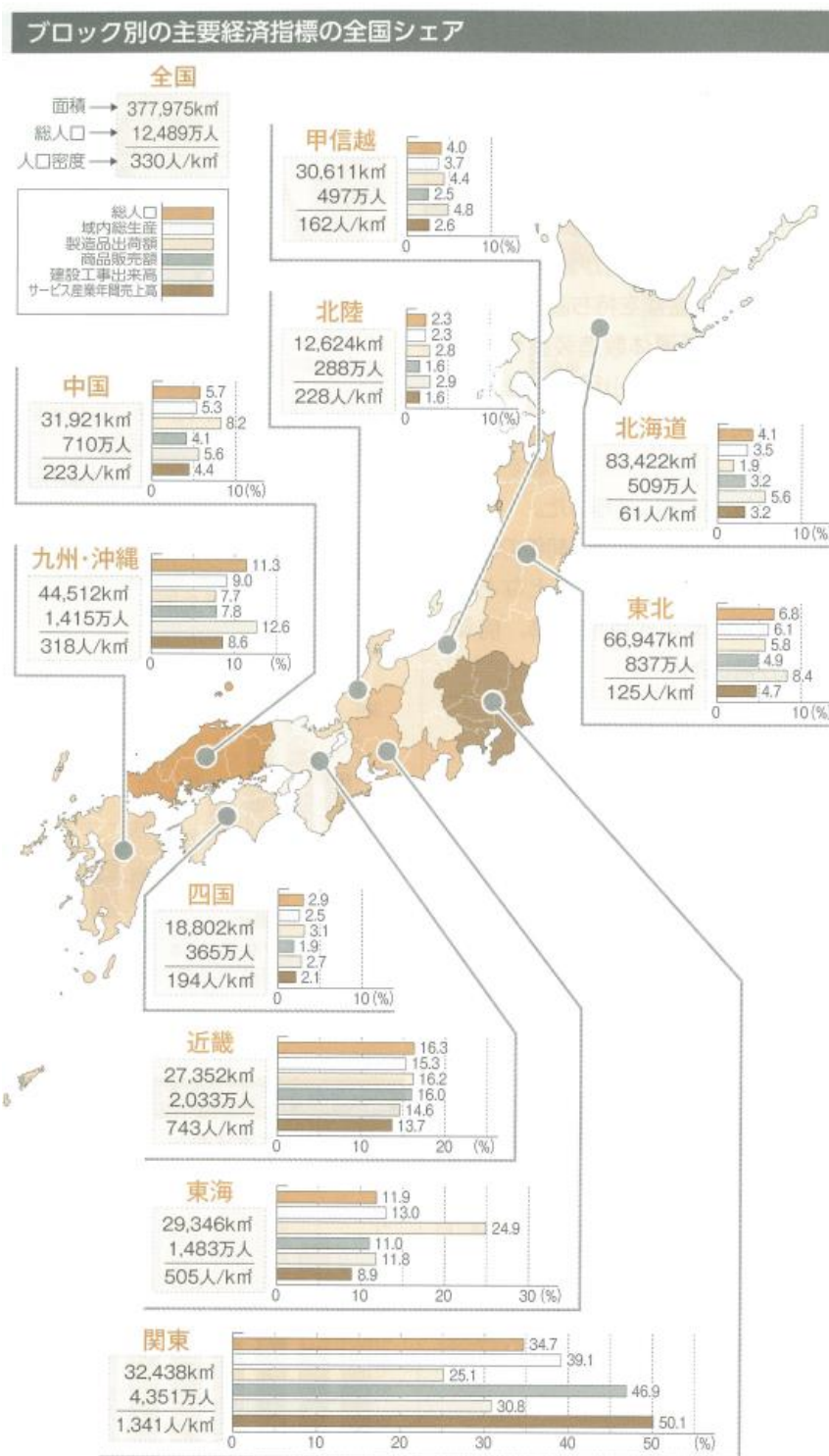
III. 中国地域における知財活用に関する現状と課題

4. 中国地域の経済の特徴

中国地域の知財活用を検討するにあたり、中国地域各県の経済的な特徴をみておく。

- ・ 山陽側の岡山県・広島県・山口県と山陰の鳥取県・島根県で産業構造に大きな違いがある
- ・ 労働生産性は5県ともに全国平均を下回るが、山陽側が高く、山陰側が低い
- ・ 製造業事業所数各県内シェアは、山陽側は電機・輸送機械、金属、繊維のシェアが高く、山陰側は食料品のシェアが高い
- ・ 製造業の付加価値額の県内シェアを見ると、山陽側では化学、輸送機械、電子部品のシェアが高く、山陰側は、食料品のシェアが高い
- ・ 製造業事業所の集積度合いは、山陽側の3県のなかでも、瀬戸内海側に集中する傾向にある
- ・ 主に製造業がかかわる市町村別特許件数についても、岡山県、広島県、山口県の3県のなかでも、中山間部ではなく、瀬戸内海側に集中する傾向にある
- ・ 同じく主に製造業がかかわる研究開発費は、県単位のデータであるが、山陽側の広島県が実数、企業当たりでも大きい

(1) 中国地域の主要経済指標の全国比較



(資料)「中国地域経済の概況 2024」(公益法人中国地域創造研究センター)

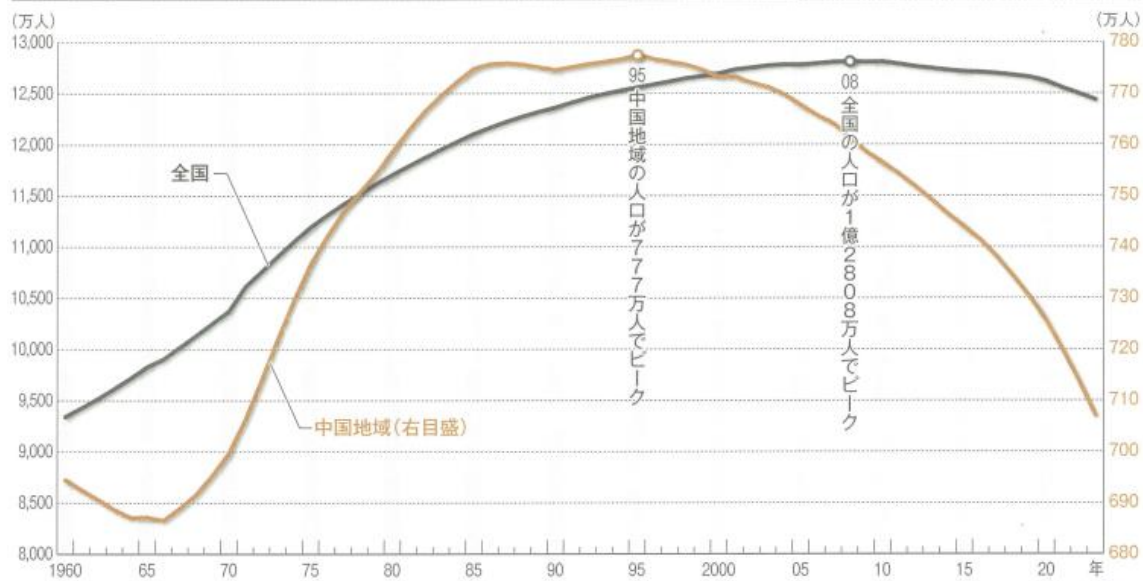
(2) 中国地域の年齢階層別人口構成比の全国比較、人口推移

人口の年齢階層別構成比 (2024 年)



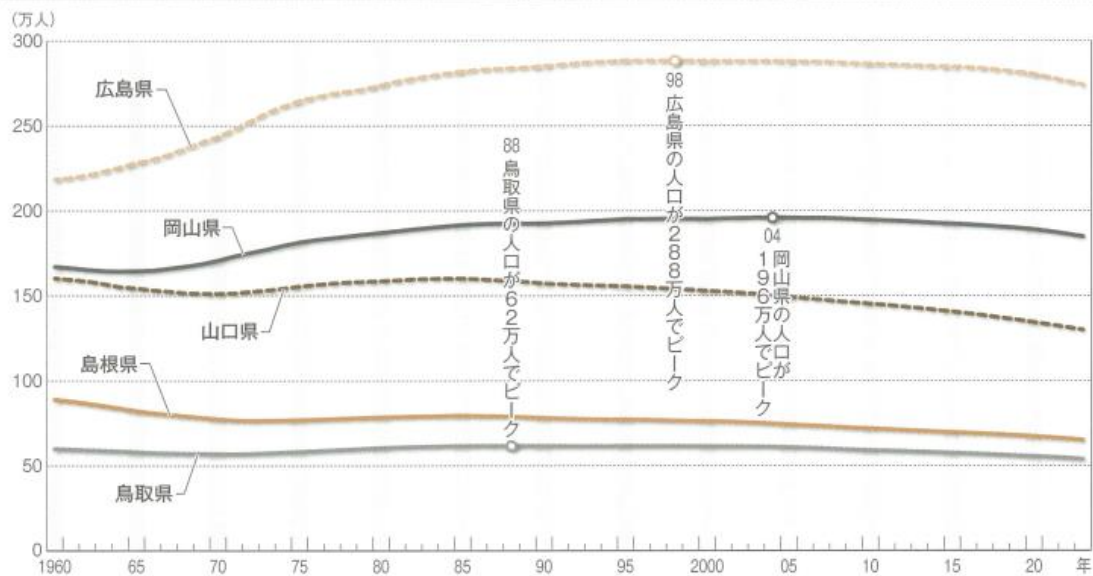
(資料)「中国地域経済の概況 2024」(公益法人中国地域創造研究センター)

全国、中国地域の人口推移



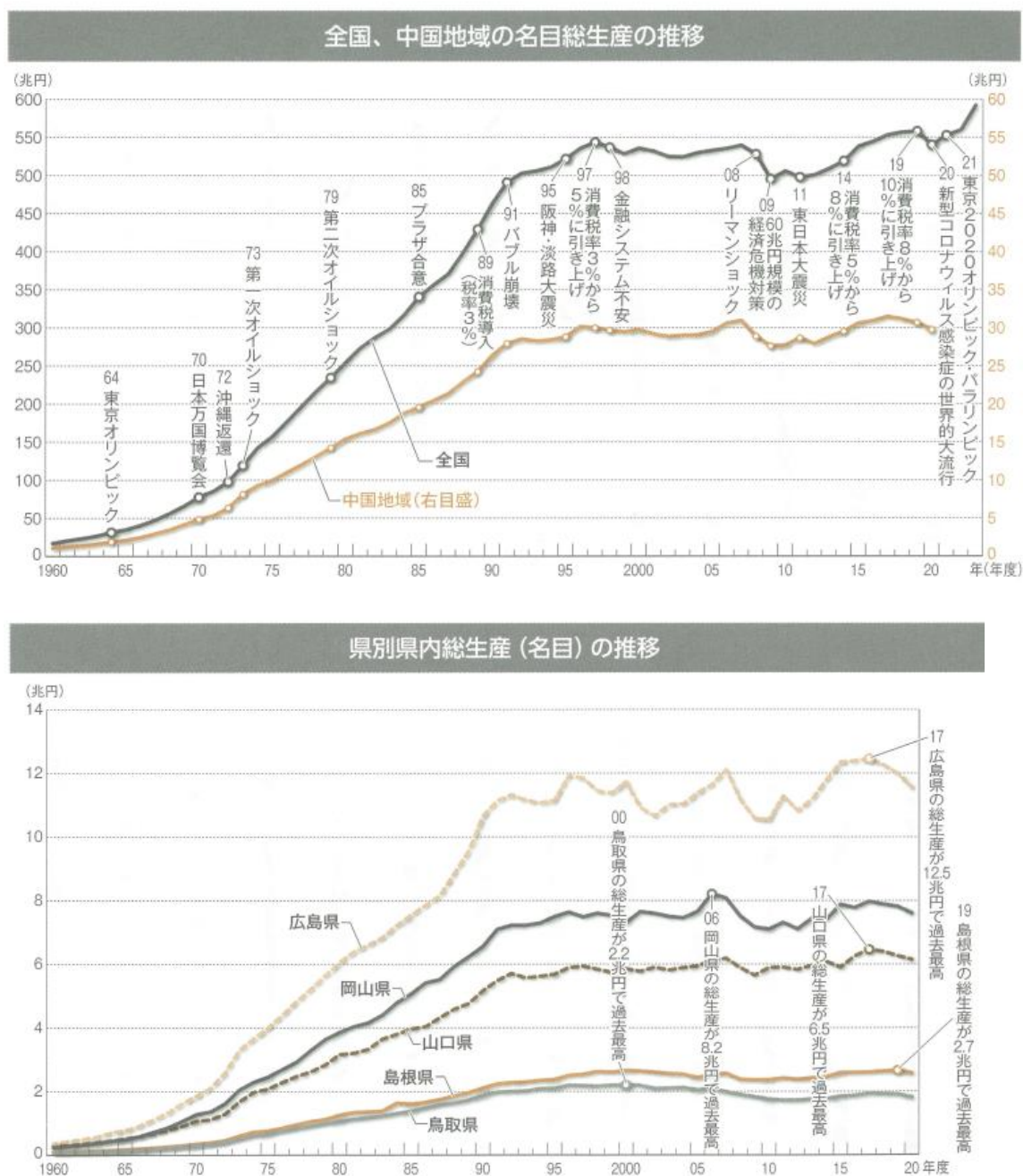
資料：総務省「国勢調査報告」「人口推計資料 日本の推計人口」「人口推計年報」、各県推計人口（2023年10月1日現在）

県別人口の推移



（資料）「中国地域経済の概況 2024」（公益法人中国地域創造研究センター）

(3) 中国地域の名目総生産の推移、県別総生産(名目)の推移



(資料)「中国地域経済の概況 2024」(公益法人中国地域創造研究センター)

(4) 中国地域の総生産の産業別構成比



（資料）「中国地域経済の概況 2024」（公益法人中国地域創造研究センター）

(5) 中国地域の製造品出荷額の業種別構成比



(資料) 「中国地域経済の概況 2024」 (公益法人中国地域創造研究センター)

(6) 中国地域の中小企業の規模(全国順位)、製造業事業所の生産性からみた特徴

(%)

	従業員4人以下の事業所割合（民営事業所数）	全国順位	従業員300人以上の事業所割合（民営事業所数）	全国順位	従業員4人以下の従業員割合（民営事業所従業員数）	全国順位	従業員300人以下の従業員割合（民営事業所従業員数）	全国順位
鳥取県	57.12	26	0.14	31	12.41	22	12.89	31
島根県	58.92	14	0.12	47	13.23	9	11.03	47
岡山県	56.15	37	0.21	19	10.95	35	13.46	24
広島県	56.37	35	0.20	14	11.08	34	14.57	10
山口県	56.31	36	0.19	30	11.52	30	12.82	32
全国	56.22	—	0.26	—	10.49	—	14.36	—

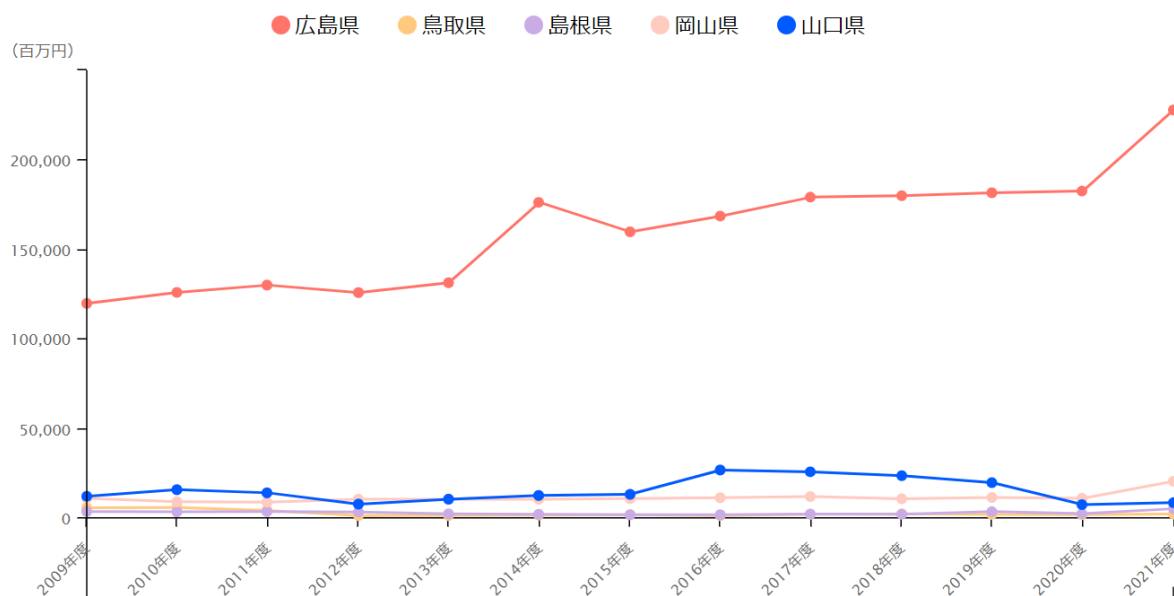
(資料) 経済センサス (2021年)

	製造品出荷額等（従業員一人当たり）	全国順位	製造品出荷額等（1事業所当たり）	全国順位
鳥取県	2,779	44	1,127	39
島根県	3,153	37	1,285	34
岡山県	5,667	6	2,587	8
広島県	4,786	11	2,067	13
山口県	6,979	2	3,855	1
全国	4,423	—	1,867	—

(資料) 経済センサス (2021年)

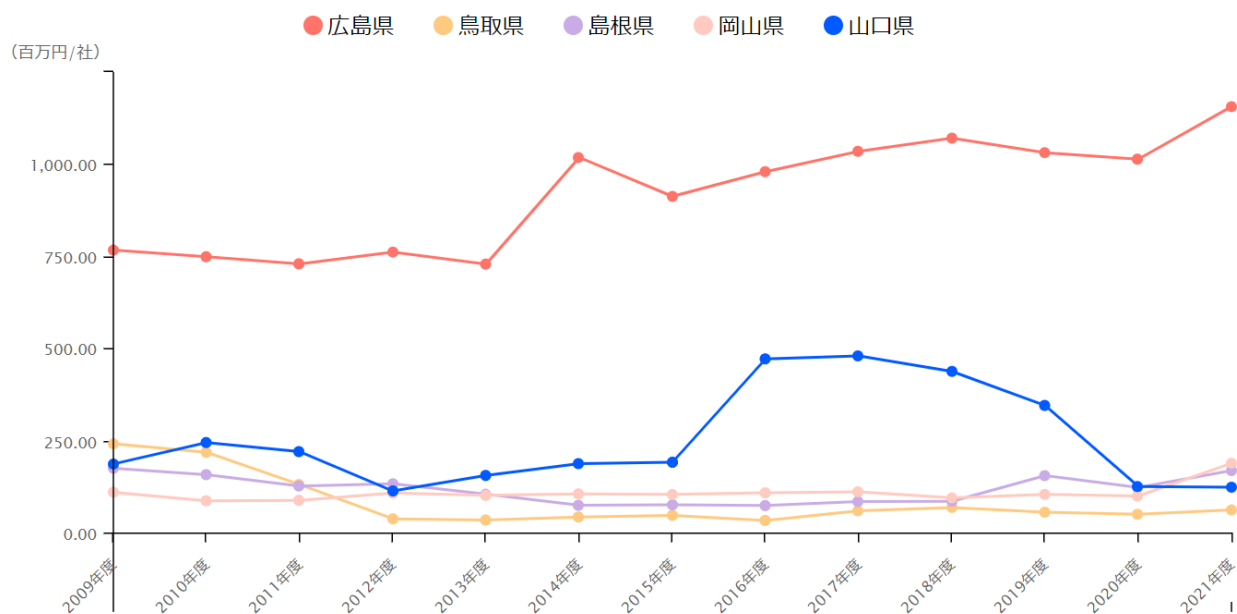
(7) 中国地域の県別研究開発の推移

県別研究開発費（実数）の推移



（資料）経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

県別研究開発費（1企業あたり）の推移



（資料）経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

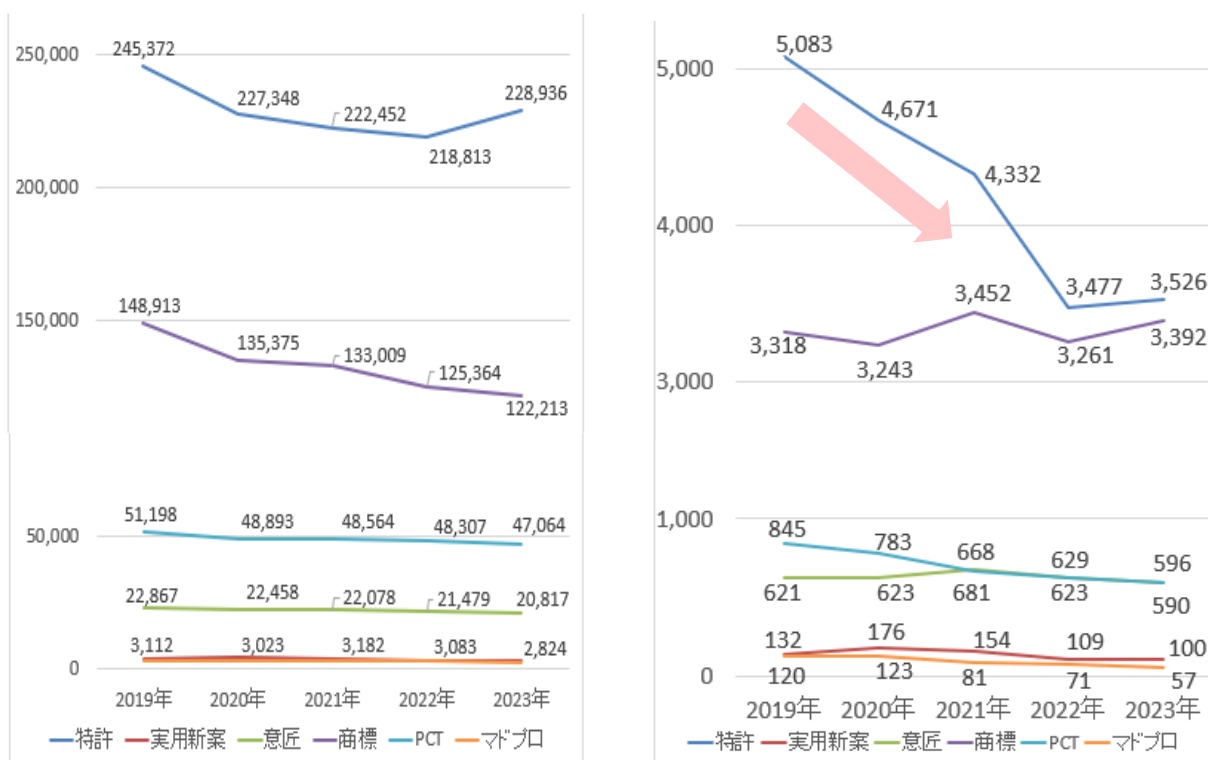
5. 中国地域における知的財産に関するデータ

(1) 特許・実用新案・意匠・商標・PCT/マドプロ 出願件数の推移

現行の中国地域知的財産戦略本部の基本方針（第6フェーズ）策定前（2019年）から直近（2023年）の中国地域（5県）の出願人による国内出願（特許・実用新案・意匠・商標）及び国際出願（PCT（特許）・マドプロ（商標）。日本を本国官庁とするもの。）の出願状況の推移を示している。

下図に示すように、特許出願件数は5年間で約30%減少。商標は約2%増加、意匠は約4%減少。また、国際出願について見ると、PCT出願は約30%減少、マドプロは約52%減少している。

特許・実用新案・意匠・商標・PCT/マドプロ 出願件数の推移（全国：左、中国地域：右）

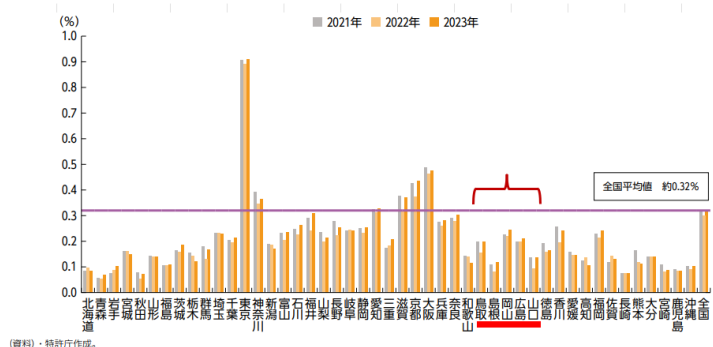


（資料）特許行政年次報告書（2022年版～2024年版）

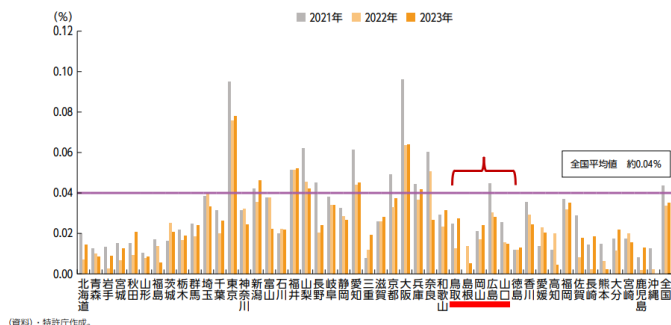
(2) 全国と比較した中国地域の出願に関するデータ

都道府県別の中小企業数に対する出願中小企業数の割合

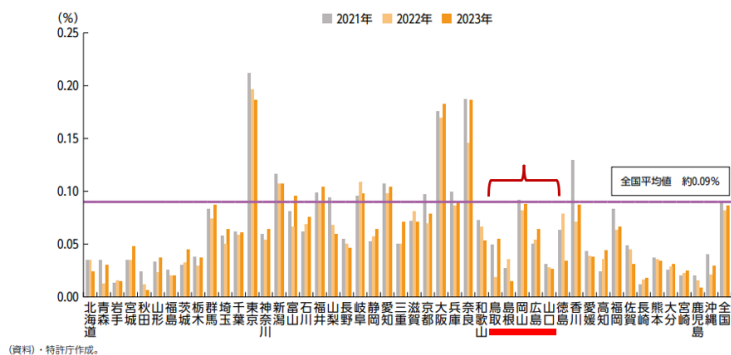
【特許出願】



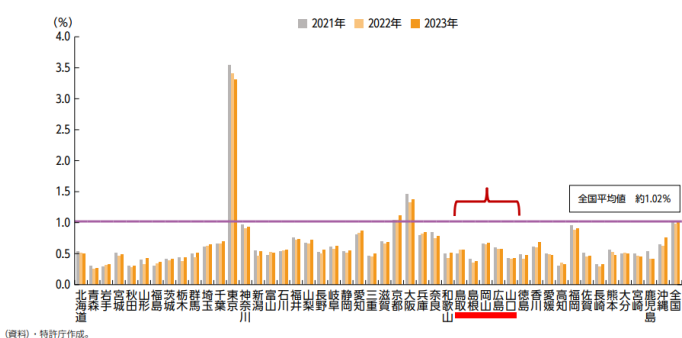
【実用新案登録出願】



【意匠登録出願】

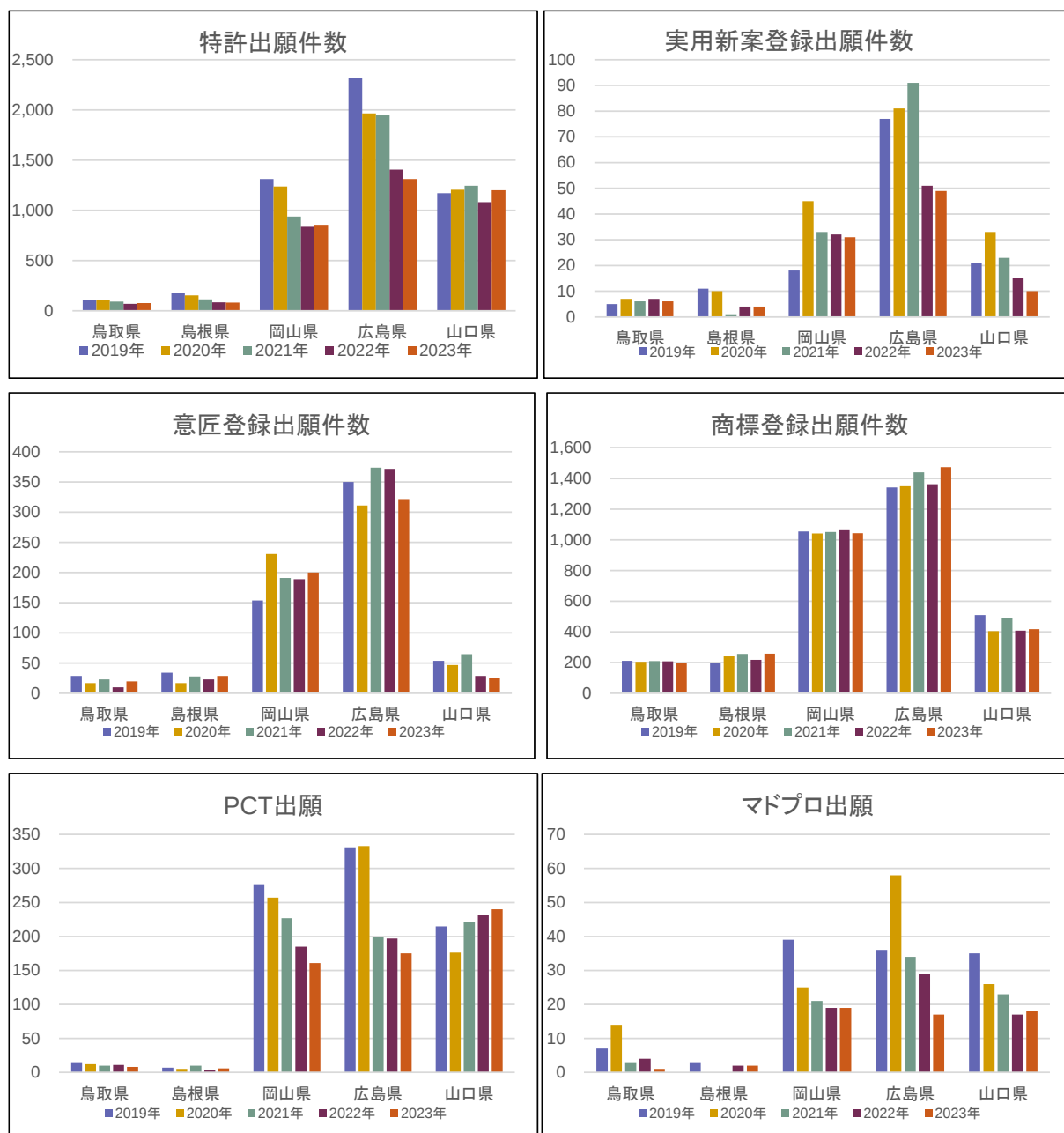


【商標登録出願】



(出典) 特許行政年次報告書 2024 年版

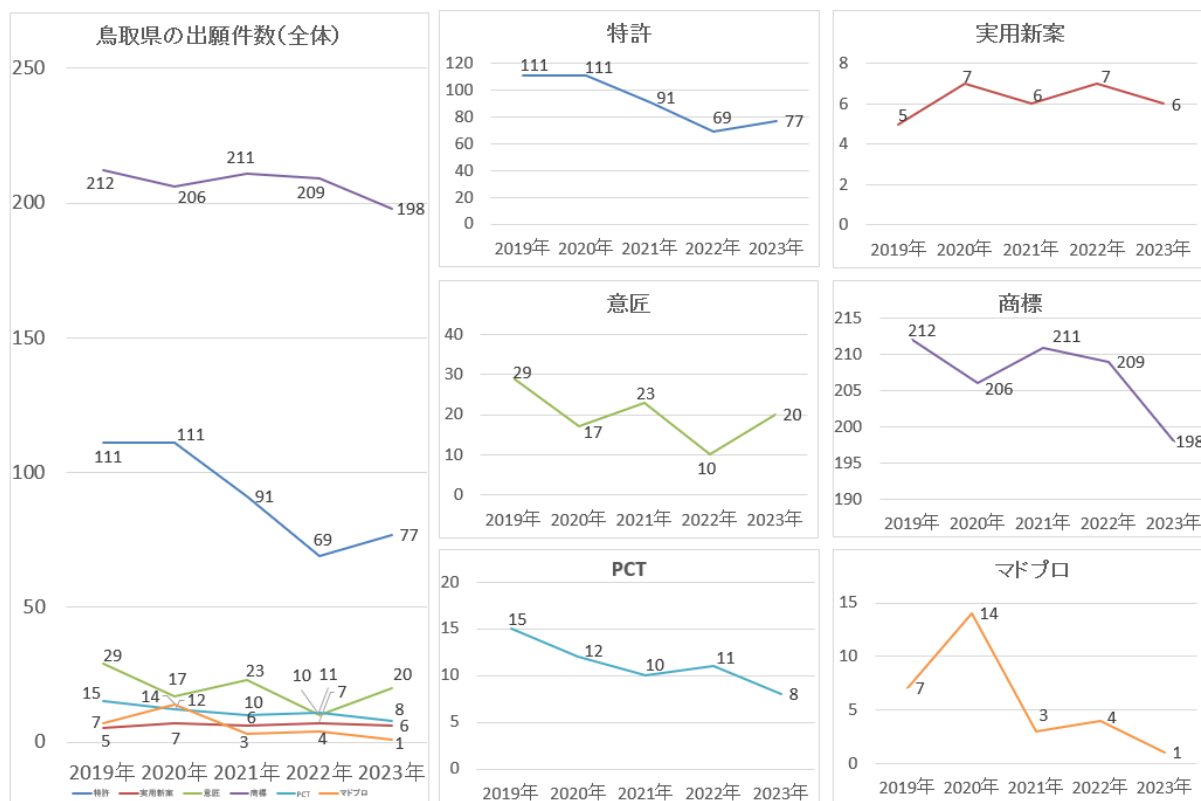
(3) 全国と比較した中国地域の出願に関するデータ



(資料) 特許行政年次報告書 (2022 年版～2024 年版)

(4) 鳥取県の出願に関するデータ

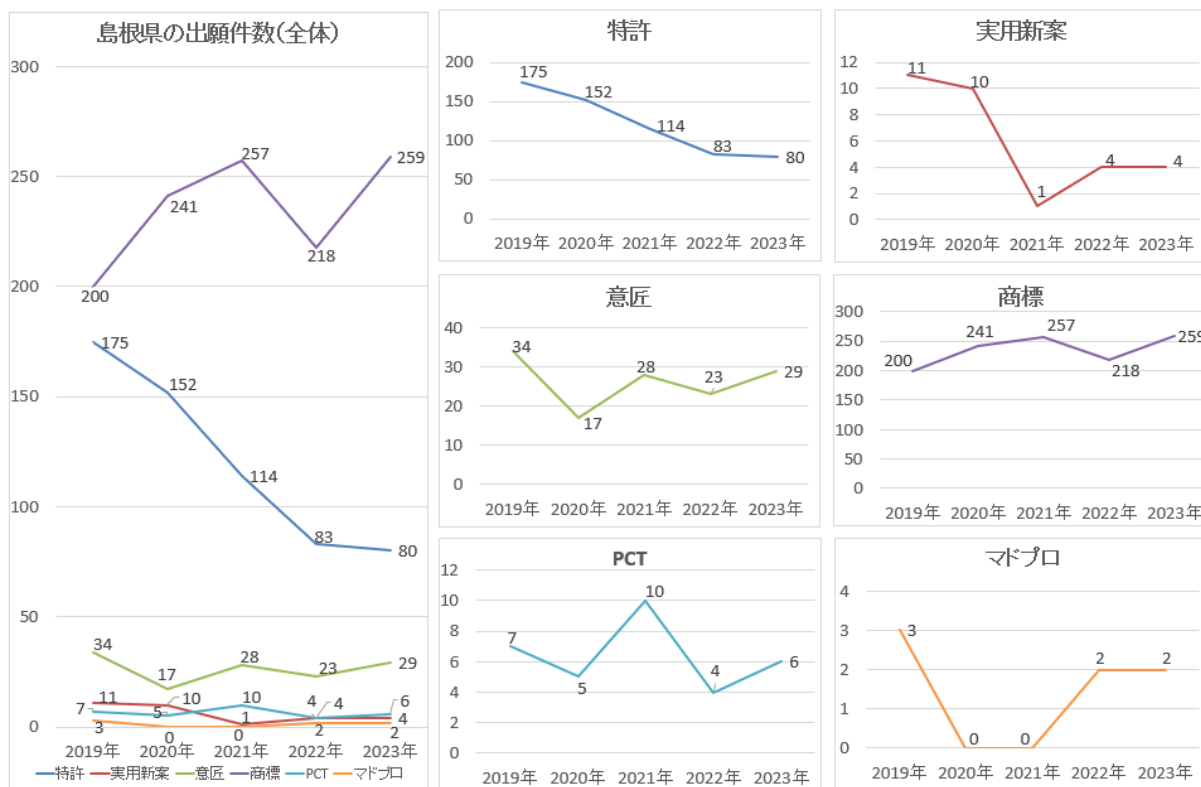
特許、意匠は5年間で3割減少。商標は1割弱減少。PCT、マドプロの双方とも、多い時でも十数件であったが、減少。



(資料) 特許行政年次報告書 (2022 年版～2024 年版)

(5) 島根県の出願に関するデータ

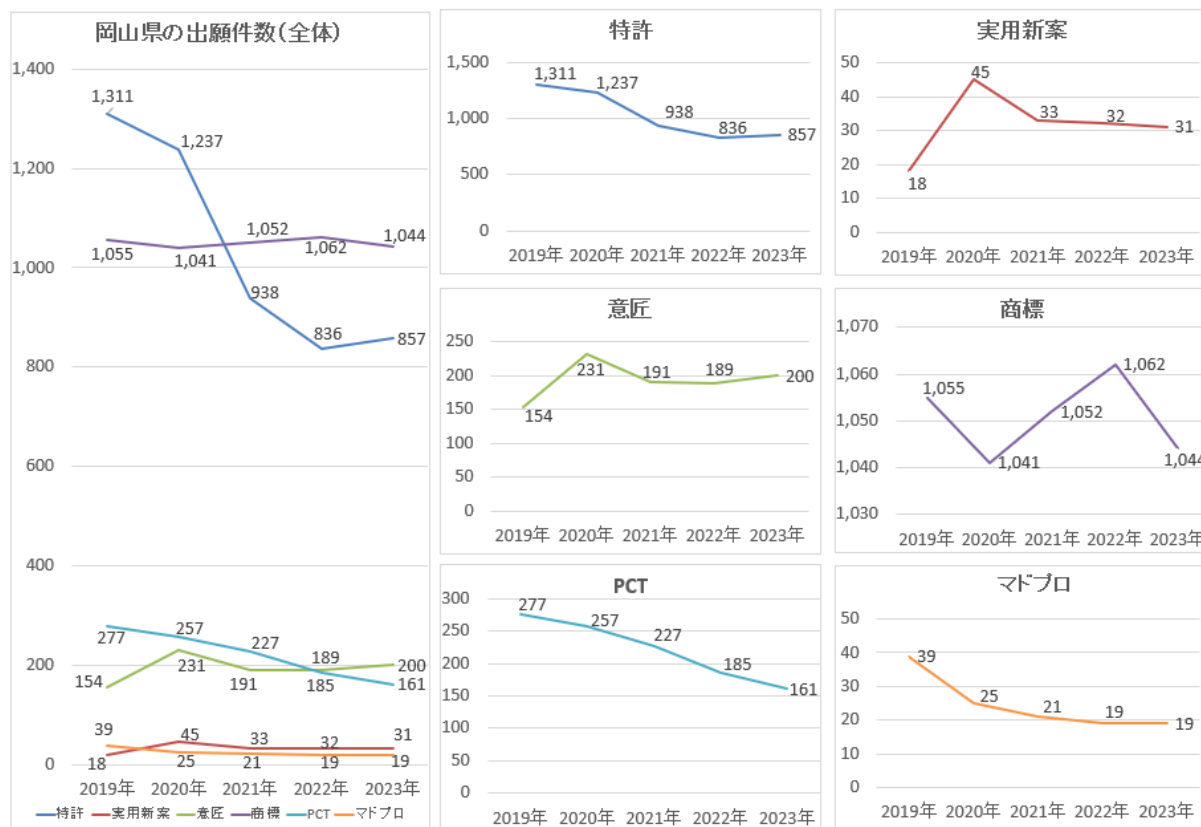
特許、意匠は5年間で5割強減少、商標は3割増加。PCT、マドプロの双方とも、件数はごく僅かだが、横ばい。



(資料) 特許行政年次報告書 (2022 年版～2024 年版)

(6) 岡山県の出願に関するデータ

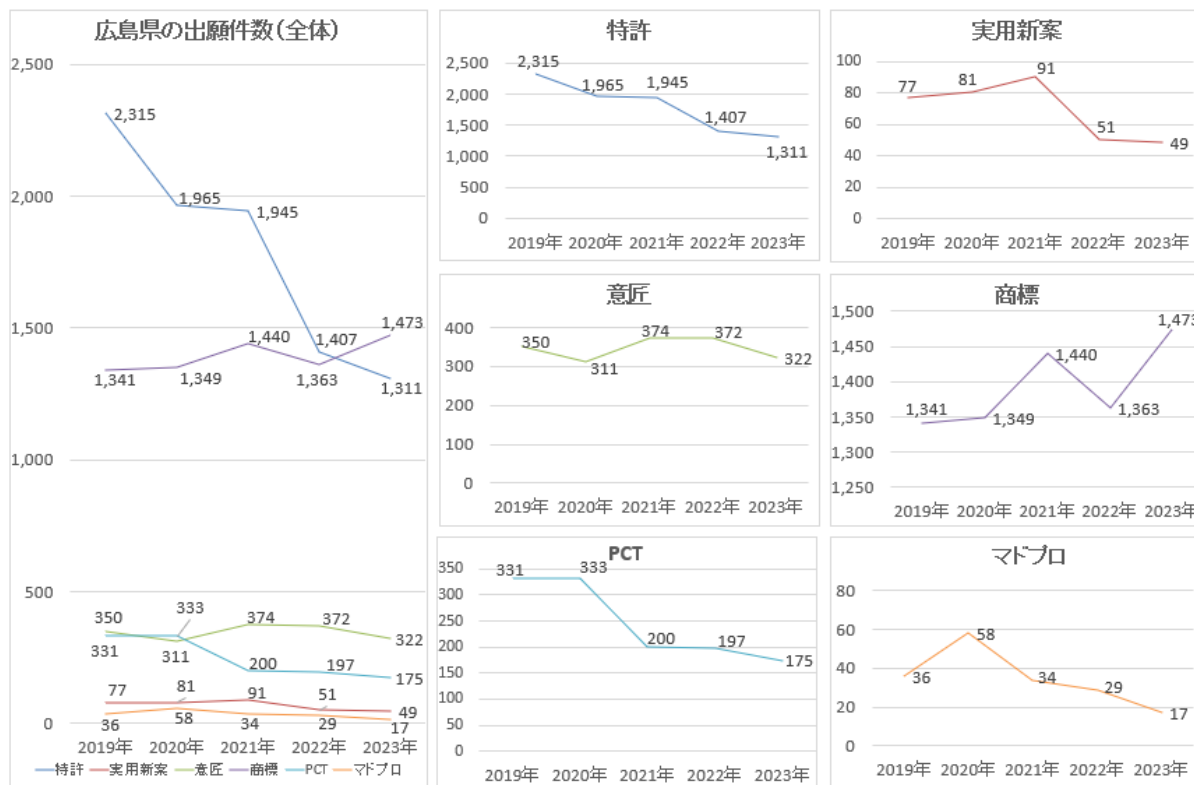
特許は5年間で4割強減少、意匠は1割弱減少、商標は横ばい。PCT、マドプロの双方とも、4割、5割減少。



(資料) 特許行政年次報告書 (2022 年版～2024 年版)

(7) 広島県の出願に関するデータ

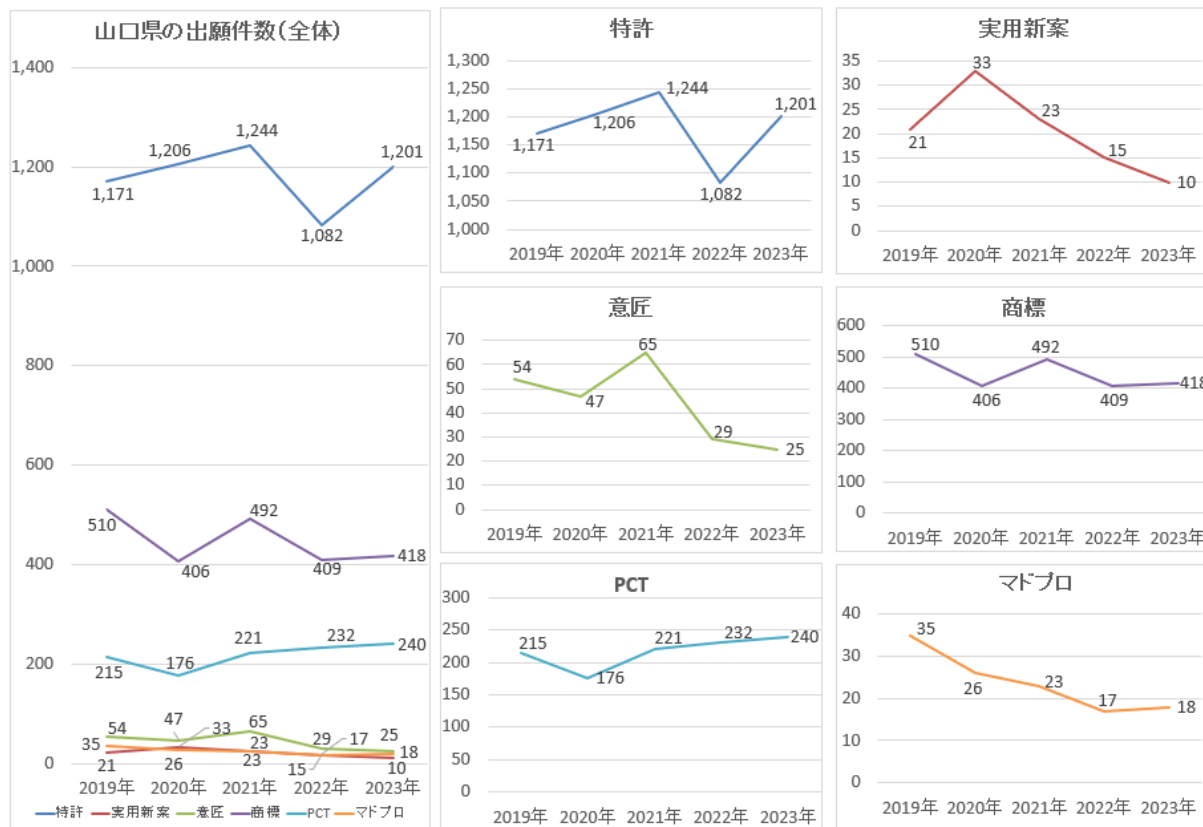
特許は5年間で4割減少、意匠は1割弱増加、商標は1割強増加。PCT、マドプロの双方とも、5割前後の減少。



(資料) 特許行政年次報告書 (2022 年版～2024 年版)

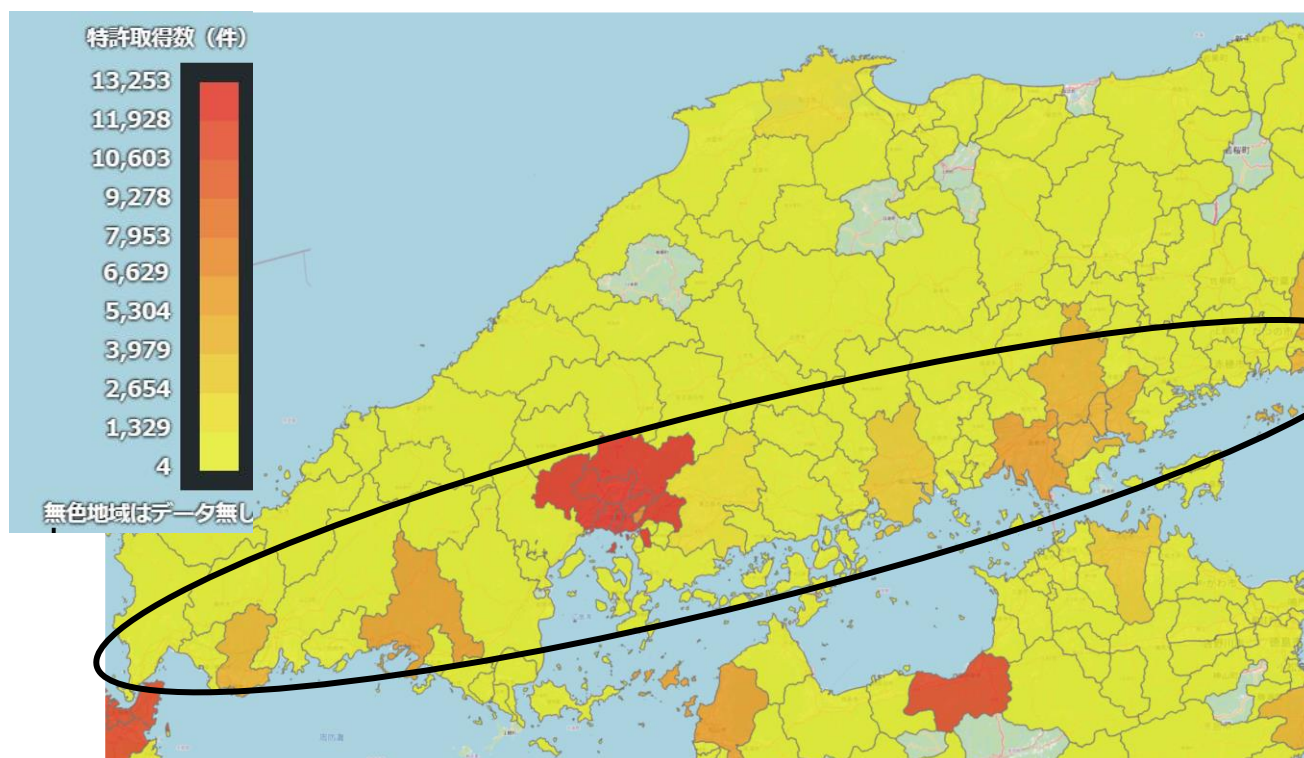
(8) 山口県の出願に関するデータ

特許は5年間でやや増加、意匠は5割強減少、商標は2割弱減少。PCTは1割増加、マドプロは5割強減少。



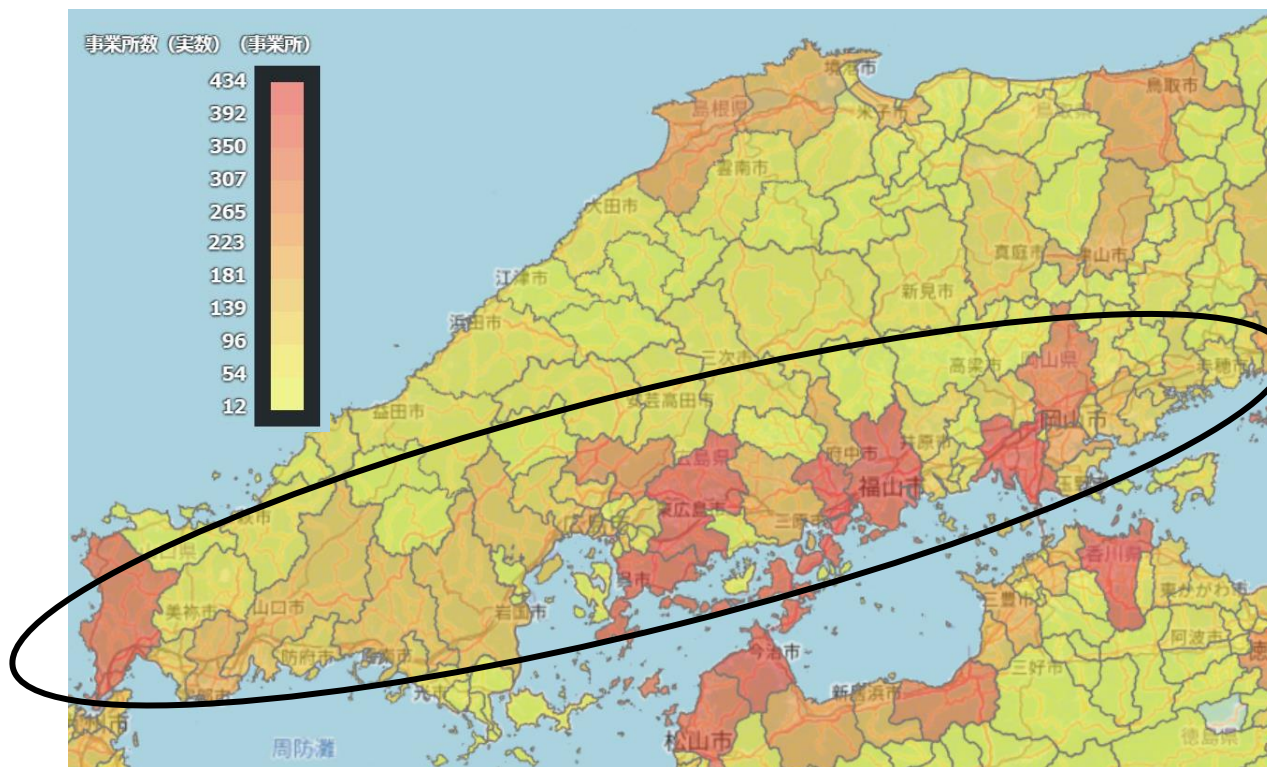
(資料) 特許行政年次報告書 (2022 年版～2024 年版)

(9) 中国地域の自治体別 特許件数(上)、製造業事業所数(下) 分布図(ヒートマップ)



(資料) RESAS により作成

(注) 特許件数は市町村単位で表示 (政令市である広島市、岡山市は市単位)。



(資料) RESAS により作成

(注) 製造業事業所数は市区町村単位で表示 (政令市である広島市、岡山市は区単位)。

6. 中国地域の中堅・中小企業・スタートアップにおける知財活用の現状と課題

ここでは、主にヒアリング調査に基づき、中堅・中小企業の知的財産の活用状況、課題について調査を実施した。また、知財活用支援を行っている支援機関側から見た、中堅・中小企業の知的財産の活用状況、課題について、同様に、大学や大企業から見た、中堅・中小企業の状況についても調査を実施した。

(1) 支援機関、企業、有識者に対するヒアリングの実施状況

ヒアリング先は、以下のとおり。

【支援機関等】

知財に関する支援機関 10

商工会議所 3

金融機関 3

公設試験研究機関 1

教育機関 3

【大企業・中堅企業・中小企業・スタートアップ等】

大企業 2

中堅企業 3

中小企業 7

スタートアップ 3

【有識者】

さらに、中国地域内の専門家や全国的に活動している有識者に対しても、中国地域の知財戦略に対する示唆を得るために、ヒアリングを行い、中国地域の知財戦略に対する課題や示唆を頂いた。

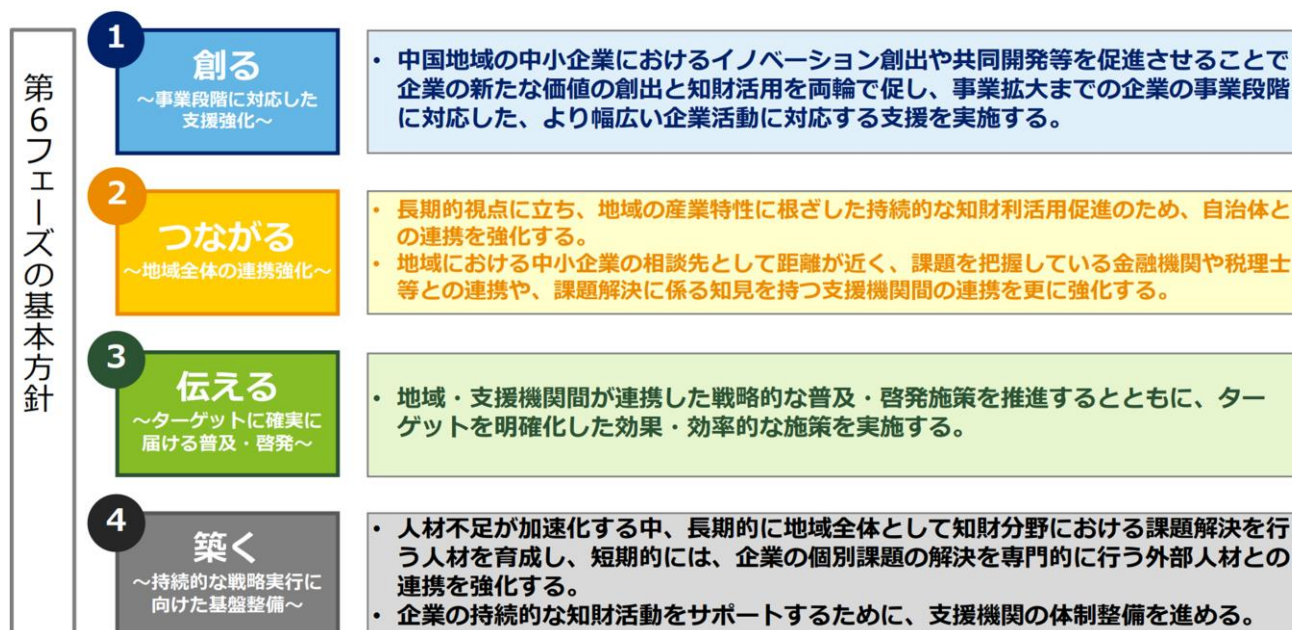
専門領域	所在地	所属
弁理士	岡山県	弁理士法人森特許事務所 所長 弁理士 森 寿夫
産学連携	山口県	山口大学知的財産センター 副センター長 生田 容景 有限会社山口ティー・エル・オー チーフコーディネーター 二階堂 正隆
弁護士（弁理士）	東京都	弁理士法人内田・鮫島法律事務所 パートナー 鮫島 正洋
IPランドスケープ	東京都	株式会社シクロハイジア 代表取締役 小林 誠
デザイン経営	東京都	株式会社ロフトワーク クリエイティブディレクター 川原田 昌徳

(2) 支援機関、企業、有識者に対するヒアリングのポイント

現行の中国地域知的財産戦略本部の基本方針の枠組みを踏まえて、現行の主な施策との対応、現状・課題、方向性について、ヒアリングにおける重要な指摘を以下にとりまとめている。

図表 III-1 中国地域知的財産戦略本部の基本方針（令和2年度～6年度）

現在の中国地域における中長期的な知的財産戦略・施策の基本方針



（資料）中国経済産業局知的財産室

① 創る：事業段階に対応した支援強化のポイント

【主な施策】

◆イノベーション創出のための支援

支援者、起業家等に知財の基礎、知財の活用事例、知財戦略等に関する知識を提供するためのセミナーを実施。

ベンチャー企業や中小企業等の経営者層を対象に「デザイン経営」や知的財産に関する理解促進を図るためのセミナー、ワークショップ、個別相談会を開催。

地域未来牽引企業を対象に、知財戦略・知財管理に関する素養を身につける機会と、企業の継続成長に向けた経営戦略（成長戦略）策定及びそれを踏まえた知財戦略や次世代人材戦略の検討機会を提供するため、ワークショップ等を開催。

◆研究開発のための支援

高度な技術力と成長志向を持つものづくり中小企業に対し、当該企業のコア技術や成長ビジョン等と関わりが深いニーズやシーズを掘り起こし、親和性の高いパートナーとのマッチングを実施。

金融機関を核とした「オンライン産学官連携プラットフォーム」を構築。WEB会議を活用したオンラインコーディネートを実施し、中小企業等に対し、支援機関の紹介・取次ぎ・マッチングを実施。

◆商品化・事業化のための支援

地域団体商標を活用したブランドプロモーション及びEC活用実態調査、検討会等の実施。

【現状・課題】

（各地域で）オープンイノベーションに取り組んでいる。（教育機関、支援機関、金融機関、弁護士、大企業）

知財全般、商標、意匠、侵害防止策の両面。補助金、助成金のニーズは高い。（支援機関）
大学の特許は使いづらいため、ニーズとシーズのマッチングだけではうまくいかない。（教育機関）

大学発ベンチャーが生まれているが、大学の知財支援機能は不十分。（教育機関、スタートアップ）

金融機関主導での知財活用ができていない。（金融機関、大企業）

企業成長に必要な知財人材の確保・育成が難しい。（支援機関、中小企業、金融機関、弁護士、大企業）

企業マッチングの活動に制約がある。（支援機関）

【方向性】

オープンイノベーションの成果を社会実装につなげる機能強化。（教育機関、支援機関、金融機関、商工会議所）

大学の知財支援機能の強化、大学のシーズを試作品又はプロトタイプにするような支援。
(教育機関、支援機関)

下請け企業からの脱却による自社ブランドビジネスの展開。(大企業、支援機関、中堅企業)

金融機関における知財活用の推進。(金融機関、大企業)

企業成長戦略に不可欠な知財人材の確保・育成。(大企業)

中小企業支援において専門家が手を動かすための費用を国が補助できる制度。(弁護士会)

同じ悩みを抱えている複数の中小企業に対して課題解決のワークショップを実施。(弁護士会)

【見直しの方向性】

産官学金などの地域の多様なステークホルダーによるオープンイノベーションを促進するとともに、個々の企業が環境変化に打ち勝つための新たな取組を支援し、それらの成果を社会実装するために、事業段階に応じた企業活動を支援する。

② つながる：地域全体の連携強化

【主な施策】

◆自治体等との連携強化

特許庁、中国経済産業局、INPIT、各県知財総合支援窓口 (INPIT)代表者等が一堂に会する「地域・中小企業の知財支援に係る連絡会議」の開催。

各公設試の知的財産に関する管理・活用の向上と担当者ネットワークの強化を目的として、研究会を開催。

◆支援機関間の更なる連携強化

備北信用金庫と連携した経営デザインシートの紹介。

山口県内の中小企業診断士を対象に、知財の基礎知識並びに事例紹介及び経営デザインシートの活用方法について勉強会を実施。また、勉強会を受講した中小企業診断士及び弁理士をペアとして、経営デザインシートを活用した企業支援を実施。

【現状・課題】

オープンイノベーションを進めるため、産学官による体制づくりが地域において進められている。(教育機関、支援機関、金融機関、弁護士、大企業)

支援機関同士の集まる場を作り、知財や契約を含めて、そこで知財のテーマをとりあげることが必要。(支援機関)

経営相談は、商工会議所・商工会や金融機関に持ち込まれるため、そこで、知財に関する「感性」を持ってもらえると良い。(支援機関)

他の支援機関が何をどこまで支援できるかわからない。(支援機関)

商工会議所を加えた「4者連携」については、十分に認識されていない。同様に知財経営支援ネットワークについても、実際の活動はこれから。(商工会議所、支援機関)

金融機関との連携については、包括連携協定を締結した窓口があるが、本格的な活動はこれから。(金融機関、支援機関)

【方向性】

連携する関係を維持・強化するには、継続して地道に活動することが必要。(支援機関)

各支援機関が解決した事例がわかれば具体的な企業に提案することができるようになる。支援機関同士の集まる場を作り、その中で知財や契約などをテーマについても情報提供することが必要。(支援機関)

地域知財経営支援ネットワークには、多くの支援機関や産学の多様なプレーヤーが関与しているため、このネットワークを軸に知財に関する支援のつながりを拡大する。(有識者)

中国経済産業局から地域(県単位)での知財戦略を推進するための施策を実施してもらえると良い。(支援機関)

機関連携によって知財法務に対応できることが伝わると良い。(弁護士会)

【見直しの方向性】

地域の産業特性を踏まえて、地域における支援機関や産学の多様なプレーヤーのネットワークを構築する。また、地方創生や産業活性化に取り組む自治体政策との連携を強化する。

③ 伝える：ターゲットに確実に届ける普及・啓発

【主な施策】

◆中国地域全体での知財の普及・啓発

ホームページ及びメールマガジン(月2回程度)で、特許庁や経済産業局、支援機関が実施するセミナー情報の他、有益な施策情報等について情報発信。

◆知財活用の情報発信

中国地域において先進的な知財活用を実践する企業の取組や、陥りがちな失敗事例から見える教訓などを、インタビューやコミカルなイラスト等を用いて映像化。Webサイトで発信。

◆企業の状況を踏まえた情報発信

令和6年度 つながる特許庁 in 松江

令和4年度 つながる特許庁 in 広島

「もうけの花道」を活用したセミナーを複数回開催。

中小企業支援者と研修担当のためのオンラインセミナーの開催。

◆セミナー等への参加が困難な企業等の現状を踏まえた情報発信

各支援機関のウェブやメルマガ、情報誌など既存の情報発信ツールを活用。また、個別訪問などにより地域企業を掘り起こし、効果的な情報提供を行うことで、支援施策の利活用促進を図った。

【現状・課題】

企業の知財に対する意識をどう高めていくかというところがまず必要。(支援機関、弁理士)

普及啓発は、世代交代が進み企業の環境も変わるとため、地道に続けていくことが重要。(支援機関)

経営層や事業の責任者向けに、知財は避けて通れないことを理解してもらうことが必要であり、企業のトップ層が理解すると対策が進む。(大企業、弁理士)

充実した知財に関する支援制度があることが知られていない。(大企業)

知財に関する支援機関の存在を知らない企業も結構あるので、どのようにアピールするかが重要。(大企業)

【方向性】

知財に対する意識を持っていない層を発掘するための工夫が必要。(支援機関)

知財の普及啓発動画「もうけの花道」のストックがあり、活用できるとよい。(弁護士)

企業の知財に対する意識を高めるためには、地道に継続することが必要。(支援機関)

経営層や事業の責任者向けに、知財は避けて通れないことを理解してもらうと対策が進むため、経営層への啓発に取り組む。(大企業、弁理士)

今後、普及啓発するテーマとしては戦略法務がある。(弁護士、弁護士会)

充実した知財に関する支援制度や支援窓口の存在のアピールも継続する。(大企業)

支援機関の内部の職員に対して、知財に対する理解を深めてもらい、そこからより多くの企業に普及させていく。(支援機関、商工会議所)

【見直しの方向性】

普及・啓発については、企業や人材の入れ替わりもあるため、ターゲットを明確にしつつ、基礎的な内容から高度な内容まで、継続的に取り組むことが重要。同様に、支援機関の担当者に対する普及啓発も重要。

④ 築く：持続的な戦略実行に向けた基盤整備

【主な施策】

◆地域における知財人材の育成

知的財産管理技能士育成セミナーの実施。

◆外部人材の活用

ベンチャー企業や中小企業等の経営者層を対象に「デザイン経営」や知的財産に関する理解促進を図るためのセミナー、ワークショップ、個別相談会を開催。

知的財産を活用した伴走型支援事業を通してのデザイナーと企業とのマッチング。

◆アフターフォロー体制の整備

各県 INPIT 知財総合支援窓口主催による、県・経済産業局・支援機関を参加メンバーとす

る連携会議（年2回開催）にてモデルケース事例等を共有。

【現状・課題】

支援機関の中での知財教育をすることによって、支援に結び付けることが必要。（支援機関）

知財人材をどう確保するのか、育てていくのが非常に重要。（弁護士会）

個別の企業の状況に応じたハンズオン支援をしなければ、社内での知財人材を育てることは難しい。（弁護士、弁理士）

社員向けに知財オンライン教育に補助を出し、人材育成のモチベーションを高めている。（中小企業、中堅企業）

新入社員に対する研修プログラムに知財に関するコマを設けている。（中小企業）

支援機関、大学などにおいて知財専門人材の確保が難しい。（支援機関、教育機関）

企業における知財人材の確保が難しい。（金融機関、中小企業、中堅企業）

【方向性】

工業高校・高専に加えて、普通高での知財教育の推進。（教育機関、支援機関、大企業）

知財専門家人材育成のための知財コンサルティング事業の実施。（弁護士、弁護士会）

中小企業を含めた、企業内の知財人材の育成への支援の強化。（大企業）

大企業知財部門出身者をプールした人材バンクの創設。（大企業、有識者）

具体的なテーマでの課題解決型のワークショップによる研修の実施。（弁護士会、教育機関、有識者、金融機関）

社内人材育成制度に対する支援施策の検討。（弁理士）

個々の企業で対応が難しい社内人材教育を企業横断型で実施。（弁理士）

【見直しの方向性】

企業や人材の入れ替わりもあるため、知財分野の人材育成には継続的に取り組むことが重要。地域内の知財教育ノウハウや映像コンテンツを活用していく。支援機関における人材確保も重要となっている。

IV. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針

これまでの検討結果から、中国地域知的財産戦略本部における新しい基本方針については、以下に示す4つとする。そして、今後は、同本部における検討結果に基づき知的財産関連施策を実施する。

また、知的財産関連施策は、一定期間の継続的な実施をすることで、効果を発揮する側面がある。その一方で、国の施策動向や内外の社会経済環境が数年度に大きく変化する可能性も踏まえて、基本方針については、令和7（2025）年度以降、5か年をめどに再度見直すこととする。

1	価値創造	イノベーション創出支援、事業段階に対応した支援	地域内外の多様な属性の企業を巻き込んだオープンイノベーション、産学官連携による価値創出・知財活用を両輪で促すとともに、事業段階に対応した幅広い企業活動を支援。
2	連携強化	地域知財経営支援ネットワークの深化、充実、自治体との連携強化	地域知財経営支援ネットワークを深化、充実させるため、支援機関、専門家（士業等）、金融機関の連携を強化するとともに、長期的視点に立ち、地域産業特性に根ざした利活用促進のため自治体連携を強化。
3	普及啓発	新たな支援対象も含むターゲットに確実に届ける普及・啓発	地域・支援機関が連携した戦略的な普及・啓発施策を推進するとともに、中堅企業、中小企業、スタートアップ等のターゲットが明確な施策を対象者に確実に届ける。支援機関の経営指導員、担当者に対する知財への理解浸透。
4	人材育成	持続的な戦略実行に向けた人材育成と基盤整備	長期的に知財分野の人材を育成し、短期的には、課題解決を専門的に行う外部人材との連携を強化。蓄積された知財教育ノウハウ・映像コンテンツを地域内外に展開。

	新たな基本方針	現行の基本方針からの主な変更点
1	価値創造	- イノベーション創出の主たる支援対象を中小企業以外にも拡大。 - オープンイノベーションの概念を追加。 - 産学官金等との連携によるイノベーション、知財活用について言及。
2	連携強化	- 地域知財経営支援ネットワークについて追加。 - 連携の対象として知財の専門家（弁理士をはじめとする各種士業等）を追加。
3	普及啓発	- 主たる支援対象を明確化（中堅企業・中小企業・スタートアップ等を明記）。 （企業だけでなく）支援機関の担当者に対しても知財の理解浸透の取組を行う旨を明記。
4	人材育成	教育機関が有する知財教育のノウハウや中国経済産業局が有するコンテンツを地域内外に展開する旨を追加。

V. 中国地域知的財産戦略本部の基本方針の概要とアクション（例）

以下では、基本方針の項目別にそれぞれの取組の概要とアクション（例）を示している。

(1) 価値創造

地域内外の多様な属性の企業を巻き込んだオープンイノベーション、産学金官連携による価値創出・知財活用を両輪で促すとともに、事業段階に対応した幅広い企業活動を支援。

【基本方針の概要】

産学金官などの地域の多様なステークホルダーによるオープンイノベーションの取組が促進されており、それらの成果を知財面から支援・活用することで、社会実装し、地域企業のビジネスにつなげ、企業の成長支援、地域産業の課題解決を進めていく。

また、研究開発、商品化・事業化等の社会実装、その後の事業拡大の局面における海外展開、ブランディングなど、すべての企業の事業段階に対応した支援を行う。

【アクション例】

（オープンイノベーションによる成果創出）
社会実装につなげる機能強化、例えば、大学の知財支援機能の強化、大学のシーズを試作品又はプロトタイプにするような支援（中小企業の成長支援）
自社ブランドビジネスの取組支援
中小企業の海外展開支援
企業成長戦略に不可欠な知財人材の確保・育成
（専門家による課題解決型ワークショップ）
共通の課題を抱えている複数の中小企業に対する課題解決型ワークショップの実施

(2) 連携強化

地域知財経営支援ネットワークを深化、充実させるため、支援機関、専門家（士業等）、金融機関の連携を強化するとともに、長期的視点に立ち、地域産業特性に根ざした利活用促進のため自治体連携を強化。

【基本方針の概要】 知財経営支援のコアとなる経済産業局・特許庁、中小企業庁、INPIT、弁理士会（地域会）が、知財経営支援のワンストップサービスを提供するとともに、商工会議所、金融機関、専門家、支援機関などの地域の多様な関係者が含まれる、地域知財経営支援ネットワークの連携を強化する。 地域産業の特性を踏まえ、長期的な視点で地域産業の活性化に取り組む、自治体の施策・事業との連携を強化する。	【アクション例】 （地域知財経営支援ネットワークの活用） 地域知財経営支援ネットワークを軸に知財に関する支援のつながりを拡大する。 （支援機関連携強化の具体策の展開） 支援機関同士の連携を深めるために、具体的な課題解決の事例を共有し、相互に支援内容に対する理解を深める。その上で、知財や契約などのテーマについても、情報提供する。
--	---

(3) 普及啓発

地域・支援機関が連携した戦略的な普及・啓発施策を推進するとともに、中堅企業、中小企業、スタートアップ等のターゲットが明確な施策を対象者に確実に届ける。支援機関の経営指導員、担当者に対する知財への理解浸透。

【基本方針の概要】 幅広い支援機関が連携することによって、知財に関する理解や取組をより多くの企業に普及啓発する。そのためには支援機関内部での普及啓発も重要となる。加えて、既存の動画コンテンツのストックを活用することなど、知財意識のない層や企業の経営層など、対象者を意識した戦略的な普及啓発を行う。 特に、中堅企業、中小企業、スタートアップ等、ターゲットが明確な施策については、それを確実に届けるための工夫を行う。	【アクション例】 （裾野の拡大・経営層への啓発） 知財意識のない層へのアプローチに「もうけの花道」のストックを活用。 経営層や事業責任者をターゲットとして、知財は避けて通れないことを理解してもらうための啓発活動。 （支援制度・支援窓口に対する理解増進） 充実した知財に関する支援制度や支援窓口の存在のアピールも継続する。支援機関の内部の職員に対する普及啓発を通じて、より多くの企業に普及させていく。
---	--

(4) 人材育成

長期的に知財分野の人材を育成し、短期的には、課題解決を専門的に行う外部人材との連携を強化。蓄積された知財教育ノウハウ・映像コンテンツを地域内外に展開。

【基本方針の概要】

現状では、社内知財人材、専門家人材ともに、地域内で不足している状況にあるため、地域における社内知財人材及び専門家人材の育成を図る。

ただし、社内人材育成には長期間を要することから、学校教育の段階や企業内での育成の仕組みを整備し、それらを支援することが必要となる。また、外部の専門家人材の活用も重要となる。

人材育成にあたっては、中国地域で蓄積された知財教育ノウハウや映像コンテンツも活用すべきであり、それらを地域内外で活用してもらい、そのフィードバックを含めて、教育ノウハウやコンテンツのレベルを高めていく。

【アクション例】

（学校教育による知財人材の拡大）

工業高校・高専に加えて、普通高での知財教育の推進。

大学・高専における課題解決型教育に知財要素を加える。

（社内知財人材の育成・確保）

社内人材育成制度に対する支援施策の検討。

大企業知財部門出身者をプールした人材バンクの創設。

個々の企業で対応が難しい社内人材教育を企業横断型で実施。

知財専門家人材育成のための知財コンサルティング事業の実施。

（ノウハウ・コンテンツの活用・ブラッシュアップ）

管内の大学の知財教育ノウハウの展開を支援、もうけの花道の活用。

(参考資料)

1. 第3次地域知財活性化行動計画における「地域 KPI と達成すべき産業振興ビジョン等」

同計画における中国 5 県の「地域 KPI と達成すべき産業振興ビジョン等」を以下に示す。

(1)【鳥取】

① 都道府県の産業振興ビジョン等を踏まえた活動指標（KPI）【2023～2025 年度】

<技術移転の拡大、海外展開の支援>

「鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例」に規定される県の責務を果たし、知財活用による県産業の活性化を図るため、知財を戦略的に活用できる基盤づくりを推進している。

県内産業の競争力強化を支える意欲的な中小企業を知財面から支えるため、2025 年度までに以下のとおり実施する。

- ①特許流通 90 件／3 年
- ②知財ビジネスマッチング 3 回／3 年
- ③海外ビジネス展開 30 件／3 年
- ④①～③の活動に基づき新規の事業化 3 件／3 年

<知財条例を踏まえた支援体制の強化>

- ・営業秘密管理体制の整備 3 件／3 年
- ・営業秘密管理に関するセミナーを 2025 年度までに 3 回実施する。
- ・知的財産管理技能検定 3 級対策講座等のセミナーを 2025 年度までに 3 回実施し、県内の検定試験合格者の増加を目指す。

② 都道府県の産業振興ビジョン等にかかれた目標

○「鳥取県産業振興未来ビジョン」【2021～2030 年度】

3. 基本目標（16～18 頁）

4. 対策の方向性(19～21 頁)、再生・発展リーディングプログラム 1～6（22～68 頁） 基本プログラムのうち 2、4、5 に知的財産に関する取組内容等が記載。

○鳥取県知的財産の創造等に関する基本条例

(2)【島根】

① 都道府県の産業振興ビジョン等を踏まえた活動指標（KPI）【2023～2025 年度】

産学官連携によるオープンイノベーションを推進し、県内ものづくり企業の新製品・新技術開発を支援することで、成長が期待される次世代産業分野への展開を促進し、県内経済を牽引し若者が魅力を感じる、高付加価値な企業の創出を図る。

知的財産活用の啓発・支援については、県内企業の知的財産活用のための知財総合窓口の運営支援や、島根県発明協会の活動を通じた青少年の科学教育を実施する。

上記活動による支援先企業の事業化件数を 20 件（累計）とする。

- ・知財セミナーを 6 回(累計)開催する。

セミナーのテーマは、たとえば以下のような内容とする。

- ・営業秘密管理
- ・中小企業が知財を活用して成功した事例紹介
- ・ソフト関連企業（IT 技術分野）向けセミナー

② 都道府県の産業振興ビジョン等にかかれた目標

○島根創生計画【2020～2024 年度】

- ・基本目標Ⅰ 活力ある産業をつくる

政策 2 力強い地域産業づくり

施策（1）ものづくり・IT 産業の振興

【取り組みの方向】企業間連携や産学官連携などにより、県内企業の技術力・競争力の強化や、成長する産業・市場への進出や新事業の展開への支援、また地域経済を牽引する集積産業の振興を図ります。（20 頁）

○総合戦略アクションプラン【2020～2024 年度】

①ものづくり産業の振興【取組の方向】

企業間連携や産学官連携などにより、県内企業の技術力・競争力の強化や、成長する産業・市場への進出や新事業の展開への支援、また地域経済を牽引する集積産業の振興を図ります。（10 頁）

(3)【岡山】

① 都道府県の産業振興ビジョン等を踏まえた活動指標（KPI）【2023～2025 年度】

中小企業の海外展開支援のため、外国出願補助金等の各種支援策の周知、アドバイスをを行い、県内企業による国際特許出願（PCT 出願）件数及び国際商標出願件数について、2020～2022 年度の平均 210 件（暫定値）を、2023～2025 年度は平均 230 件にする。

県内の中小企業が積極的に知的財産権を活用して製品価値を高め、また大企業や大学との共同開発の機会拡大を図ることにより、変化する環境に対応し“稼ぐ力”を向上できる人材を育成するため、知財活用人材育成セミナーを 9 回（累計）開催する。

② 都道府県の産業振興ビジョン等にかかれた目標

○第 3 次晴れの国おかやま生き生きプラン【2021～2024 年度】

- ・ 2 企業の「稼ぐ力」強化プログラム

地域特性を生かしたマーケティング戦略の展開、地域に活力をもたらし新ビジネスの創出支援（42 頁）

○岡山県中小企業振興計画 2021【2021～2024 年度】

第 4 推進する施策（5）先端技術による地域産業の強化・支援

①研究開発の支援【産業振興課】

（一社）岡山県発明協会と連携して、知的財産の基礎知識や管理方法など企業経営における知財活動の重要性等について専門研修を行い、技術開発や事業化等の支援を行う。（10 頁）

○おかやま知的財産活用指針【期限なし】

2 基本的な考え方と取組内容

（2）知的財産の創造・保護・活用を担う人材の育成

- ・ 知的財産に係る意識啓発

知的財産に関する取組を広げるためには、より多くの県民が、知的財産に関する知識や重要性を認識することが重要です。そのため、関係機関が連携して、県民に対して初心者向けや実務者向けなどの様々な講義やセミナー・専門研修を開催することにより、知的財産に関する意識啓発を図ります。（16 頁）

(4)【広島】

① 都道府県の産業振興ビジョン等を踏まえた活動指標（KPI）【2023～2025 年度】

- ・中小企業の知財経営マインドを育成するセミナーを6回（累計）開催する。
- ・戦略的な知財活動の実践を目指す中小企業に対する育成セミナーを3回（累計）開催する。
- ・AI、IoT、データ分野の知財保護・活用に関するセミナーを3回（累計）開催する。

② 都道府県の産業振興ビジョン等にかかれた目標

○安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン【2021～2030 年度】

広島県では、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」に基づいて、成長を志向する県内中小企業等に対する支援を行っている。知財支援については、県内中小企業等のもつ技術や研究成果の発掘・活用提案を行い、自社の有望なコア技術の権利化・保護の支援、特許情報活用支援や知的財産に係る情報提供、普及啓発を行うとともに、他の支援機関と連携した支援を行っている。

(5)【山口】

① 都道府県の産業振興ビジョン等を踏まえた活動指標（KPI）【2023～2025 年度】

- ・知的財産関連セミナーを12回（累計）開催し、知的財産意識の啓発・知的財産マインドの向上を図る。
- ・山口県、中国経済産業局、知財総合支援窓口、よろず支援拠点、商工会議所等が連携し、30社以上（累計）の県内企業に対し、ビジネスにおいて自らの技術、製品、ブランド等を知的財産として効果的に活用するための支援を行う。

② 都道府県の産業振興ビジョン等にかかれた目標

○やまぐち未来維新プラン【2023～2026 年度】

第5章 重点的な施策の発展 I 産業維新

④中堅・中小企業の「底力」発揮プロジェクト

(12)地域の経済を支える中堅・中小企業の成長支援（121～122 頁）

⑤強い農林水産業育成プロジェクト

(18)県産農林水産物の需要拡大（137～138 頁）